



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則
 [港湾局空港調整課] 3316
- ▽神戸市公印規則の一部を改正する規則
 [行財政局業務改革課] 3319
- ▽神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 [こども家庭局こども青少年課] 3324

告 示

- ▽指定管理者の指定（金の湯ほか）
 [経済観光局観光企画課] 3325
- ▽指定管理者の指定（神戸市立有馬温泉観光交流センター）
 [経済観光局観光企画課] 3326
- ▽指定管理者の指定（神戸市立太閤の湯殿館）
 [経済観光局観光企画課] 3327
- ▽指定管理者の指定（ポートターミナルほか）
 [港湾局経営課] 3328
- ▽指定管理者の指定（神戸市立須磨ヨットハーバー）
 [港湾局経営課] 3329
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西部建設事務所] 3330
- ▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧
 [環境局環境保全課] 3332
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（藍那自治会ほか）
 [企画調整局参画推進課] 3334
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西建設事務所] 3335
- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定
 [福祉局保護課] 3337
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止
 [福祉局保護課] 3338
- ▽生活保護法等による指定介護機関の指定
 [福祉局保護課] 3339
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止
 [福祉局保護課] 3340

- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更
 [福祉局保護課] 3341
- ▽生活保護法等による施術者の指定
 [福祉局保護課] 3342
- ▽生活保護法等による施術者の事業の廃止
 [福祉局保護課] 3343
- ▽生活保護法等による施術者の名称等の変更
 [福祉局保護課] 3344
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定
 [福祉局監査指導部] 3345
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定
 [福祉局監査指導部] 3348
- ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定
 [福祉局監査指導部] 3350
- ▽介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定
 [福祉局監査指導部] 3351
- ▽介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可
 [福祉局監査指導部] 3352
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止
 [福祉局監査指導部] 3353
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止
 [福祉局監査指導部] 3355
- ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止
 [福祉局監査指導部] 3357
- ▽指定管理者の指定（神戸市立ふたば学舎）
 [企画調整局参画推進課] 3358
- ▽指定管理者の指定（大沢農業集落排水処理施設ほか）
 [経済観光局農政計画課] 3359
- ▽道路法による道路の認定・廃止（市道 鴨子ヶ原 30 号線ほか）
 [建設局道路管理課] 3361
- ▽道路法による歩行者専用道路の指定（市道 鴨子ヶ原 31 号線）
 [建設局道路管理課] 3364
- ▽道路法による道路の区域変更（市道 鴨子ヶ原 27 号線）
 [建設局道路管理課] 3365

公 告

- ▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 3366

- ▽建築基準法第42条1項5号の規定に基づく道路の指定
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 3367
- ▽都市公園の区域の変更（ポートアイランド南公園）
[建設局公園部管理課] 3368
- ▽開発行為に関する工事の完了（中央区野崎通6丁目ほか）
[都市局都市計画課] 3369
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（藤原台地区センター エコール・リラ）
[経済観光局経済政策課] 3370
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（サザンモール六甲B612ほか）
[経済観光局経済政策課] 3373
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第5項による届出（マックスバリュ伊川谷店）
[経済観光局経済政策課] 3376
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（神戸三田プレミアム・アウトレット）
[経済観光局経済政策課] 3377
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（クロスモール須磨）
[経済観光局経済政策課] 3390
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（コストコホールセール神戸倉庫店）
[経済観光局経済政策課] 3392
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ルッカ名谷）
[経済観光局経済政策課] 3394
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（キャンパススクエア）
[経済観光局経済政策課] 3396
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（マックスバリュ須磨海浜公園駅前店）
[経済観光局経済政策課] 3399
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（春日野道NKビル）
[経済観光局経済政策課] 3400
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ピエラ明舞）
[経済観光局経済政策課] 3401

水道局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
[水道局水道局配水課] 3403

交通局

- ▽神戸市乗合自動車の乗車料等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程
[交通局経営企画課] 3404

選挙管理委員会

- ▽法定連署数の告示 [選挙管理委員会事務局] 3438

人事委員会

- ▽神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則
[人事委員会事務局調査課] 3439

農業委員会

- ▽農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき定めた別段の面積の廃止
[農業委員会事務局] 3455

訂正

- ▽令和4年6月28日付神戸市公報第3764号中
[建設局道路管理課] 3456

規 則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第58号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第7項の規定</u> <u>令和5年6月1日</u>	1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(4) [略]
2～6 [略]	2～6 [略]

7 執行機関の附属機関に関する条例

第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の航空機サービス機能用地事業者選定委員会の項を削る。

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会	[略]
航空機サービス機能用地事業者選定委員会	航空機サービス機能用地事業者の選定に関すること。

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会	[略]	[略]	[略]

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会	[略]

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会	[略]	[略]	[略]

航空機サービス 能用地事 業者選定 委員会	5人	委嘱の 日から 令和5 年5月 31日ま で	委員の 互選に より選 任する 者
--------------------------------	----	---------------------------------------	-------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第59号

神戸市公印規則の一部を改正する規則

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公印の調製等）	（公印の調製等）
第10条 [略]	第10条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
	4 <u>第2項の貸与に係る物品会計規則</u>
	<u>第16条第1項の規定の適用については、同項中「3箇月以内の期間を定めて、他の」とあるのは、「他の」とする。</u>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正

部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

改正前

別表第2 (第3条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
25	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
25の2	特定中小企業者認定専用市長の印	隷書	方24	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)その他の法令に規定する特定中小企業者に係る認定に関する事務	経済観光局経済政策課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38の2	[略]	[略]	[略]	区役所及び区役所支所において行う次に掲げる事務 (1)、(2) [略]	各区役所(北神区務部市民課、北神区役所市民課、須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 (第4条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
52	[略]	[略]	[略]	区長の権限に属する公用	[略]

改正後

別表第2 (第3条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
25	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38の2	[略]	[略]	[略]	(1)、(2) [略]	地域協働局住民課、各区役所(北神区役所を除く。)総務部市民課、北神区役所市民課、須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 (第4条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
52	[略]	[略]	[略]	区長の権限に属する公用	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	文
62の2	福祉事務所の印	[略]	[略]	福祉事務所長の権限に属する公用文
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 (第5条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
70及び71	削除				
72	支所専用福祉事務所長の印	隷書	方21	福祉事務所支所において行う福祉事務所長の事務	須磨福祉事務所北須磨支所
73	削除				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第5 (第6条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
78	[略]	[略]	[略]	区出納員の収入金の収納事務	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	文(電子印専用)
62の2	行政機関の長の印	[略]	[略]	行政機関の長の権限に属する公用文(電子印専用)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 (第5条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
70から73まで	削除				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第5 (第6条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
78	[略]	[略]	[略]	区出納員の収入金の収納事務(電子印専用)	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式25の2を削る。

様式62の2を次のように改める。

様式62の2

神戸市
行政機関
の長の印

様式70から様式73までを次のように改める。

様式70から様式73まで 削除

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月9日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 60 号

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例（令和4年3月条例第43号）の施行期日は、令和5年3月31日とする。

告 示

神戸市告示第716号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

神戸市北区有馬町833番

金の湯

神戸市北区有馬町1039-1

銀の湯

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12

一般財団法人神戸観光局

代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第717号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

神戸市北区有馬町1019番
神戸市立有馬温泉観光交流センター

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12
一般財団法人神戸観光局
代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第718号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

神戸市北区有馬町1642番

神戸市立太閤の湯殿館

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12

一般財団法人神戸観光局

代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第719号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
ポートターミナル	神戸市中央区御幸通6丁目1番12 神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
中突堤旅客ターミナル	代表者 一般財団法人神戸観光局 代表理事 尾山 基	で

神戸市告示第720号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨ヨットハーバー

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸観光局

代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第721号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車	令和5年2月1日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 3台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車	令和5年2月2日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車	令和5年2月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車	令和5年2月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車	令和5年2月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車	令和5年2月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車	令和5年2月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車	令和5年2月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 6台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車	令和5年2月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 2台		

神戸市告示第 722 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号
三菱重工業株式会社 取締役社長 泉澤 清次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
神戸市兵庫区和田崎町一丁目 1 番 1 号
三菱重工業株式会社 神戸造船所
- (3) 特定施設に関する事項
ア 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1

第 46 号 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する

(ロ) ろ過施設

(二) 廃ガス洗浄施設

イ 特定施設の概要

種 類		廃ガス洗浄施設		ろ過施設	
能 力		スプレーノズル：1ヶ 洗浄液流量：3.33kg/h		容量：150L ろ過面積：0.24m ²	
基 数		1 基		1 基	
工事着手予定年月日		許可後		許可後	
工事完成予定年月日		2023 年 9 月 30 日		2023 年 9 月 30 日	
使用開始予定年月日		2023 年 10 月 1 日		2023 年 10 月 1 日	
使用時間間隔		24 時間連続運転		24 時間連続運転	
1 日当たりの使用時間		最大 24 時間		最大 24 時間	
季節的変動の概要		なし		なし	
項 目		DMT 洗浄槽		PTA ろ過乾燥ろ液タンク	
		通 常	最 大	通 常	最 大
汚水の汚染状況	化学的酸素要求量(mg/L)	300,000	300,000	5,000	10,000
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	900,000	900,000	12,000	24,000
	浮遊物質(mg/L)	160,000	160,000	300	600
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L)	850,000	850,000	10,000	20,000
	窒素含有量(mg/L)	0	0		
	りん含有量(mg/L)	0	0	0	0
汚水量(m ³ /日)		0	0.4	0	0.2

その他参考となるべき事項	特定施設からの排水(排液)は循環方式であり、産業廃棄物処理	特定施設からの排水(排液)は循環方式であり、産業廃棄物処理。
--------------	-------------------------------	--------------------------------

(4) 汚水等の処理に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状況及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和5年3月22日から令和5年4月11日

(2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第723号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成23年10月26日付けで認可した藍那自治会、平成8年6月6日付けで認可した千寿が丘自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	藍那自治会	千寿が丘自治会
主たる事務所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町58番地	神戸市西区高雄台30番1号
代表者の氏名	川辺 一衛	松本 正勝
代表者の住所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町58番地	神戸市西区高雄台24番4号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 藍那自治会 平成31年1月27日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町7番地	神戸市北区山田町藍那字下ノ町11番地
代表者の氏名	堂本 弘幸	南谷 廣
代表者の住所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町7番地	神戸市北区山田町藍那字下ノ町11番地

令和3年1月24日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町11番地	神戸市北区山田町藍那字下ノ町58番地
代表者の氏名	南谷 廣	川辺 一衛
代表者の住所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町11番地	神戸市北区山田町藍那字下ノ町58番地

(2) 千寿が丘自治会 令和4年4月10日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	志儀 英昭	松本 正勝
代表者の住所	神戸市西区高雄台23番20号	神戸市西区高雄台24番4号

神戸市告示第724号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和 5 年 2 月 2 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和 5 年 2 月 16 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 1 台	令和 5 年 2 月 21 日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	原付 1 台	令和 5 年 2 月 7 日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 5 年 2 月 7 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 5 年 2 月 7 日	

神戸市告示第725号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団せいゆう会本多聞内科クリニック	神戸市垂水区本多聞1丁目19番17号	令和5年3月1日
松井歯科医院	神戸市東灘区深江北町2丁目9番2号	令和5年2月1日
医療法人社団ワイオーシー松川歯科医院	神戸市北区山田町上谷上字古々山31番15号	令和5年2月1日
らくじゅ薬局 有野店	神戸市北区有野中町1丁目11番12号	令和5年3月1日
あっぷ訪問看護ステーション	神戸市東灘区御影本町8丁目13番22号	令和4年9月26日
ぐっどきゅあ訪問看護ステーション	神戸市兵庫区東山町2丁目12番1号	令和5年1月1日

神戸市告示第726号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
松井歯科医院	神戸市東灘区深江北町2丁目9番2号	令和5年1月31日
松川歯科	神戸市北区山田町上谷上字古々山31番15号	令和5年1月31日
ゴダイ薬局 玉津新方店	神戸市西区玉津町新方332番地の8	令和5年2月20日
ゴダイ薬局 西神パルティ店	神戸市西区美賀多台9丁目2番2号	令和5年2月20日
あっぷ訪問看護ステーション	神戸市東灘区御影本町2丁目15番25号	令和4年9月25日

神戸市告示第 727 号

次の介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該指定にかかるとする介護事業所の名称	当該指定にかかるとする介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
デイサービスセンターわらく	神戸市北区鈴蘭台西町 3 丁目 7 番 2 号	和楽株式会社	神戸市北区藤原台南町 4 丁目 1 番 3 号	令和元年 9 月 17 日	地域密着型通所介護 介護予防通所サービス

神戸市告示第 728 号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
訪問介護 あんだん て	神戸市北区南 五葉 1 丁目 4 番 2 6 号	有限会社 タツヒロ サービス	神戸市北区 北五葉 2 丁 目	令和 5 年 2 月 28 日	訪問介護 介 護予防訪問介 護
デイサー ビスセン ターわら く	神戸市北区鈴 蘭台西町 2 丁 目 1 4 番 1 号	和楽株式 会社	神戸市北区 藤原台南町 4 丁目 1 5 番 3 号	令和元年 9 月 16 日	通所介護 介 護予防通所介 護

神戸市告示第729号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
あっぷ居宅支援ステーション	(新)神戸市東灘区御影本町8丁目13番22号 (旧)神戸市東灘区御影本町2丁目15番25号	株式会社ドルトアップ	神戸市東灘区御影本町8丁目13番22号	令和4年9月26日	居宅介護支援
R-one プラン リハ・リハ	(新)神戸市須磨区高倉台1丁目1番2号 (旧)神戸市須磨区前池町3丁目4番1号	株式会社REHA・LIBERO	神戸市垂水区学が丘1丁目12番11号	令和4年4月1日	居宅介護支援
(新)アーバンズケアステーション (旧)訪問介護事業所はるの陽	神戸市須磨区車字獅堀936番1号	株式会社OFF THE LOCAL	兵庫県美方郡香美町香住区境890番地	令和4年12月1日	訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス

神戸市告示第 730 号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
なだ整骨院	天野 祐子	神戸市東灘区本山北町 3 丁目 3 番 1 9 号	令和 5 年 2 月 1 日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
なだ整骨院	天野 祐子	神戸市東灘区本山北町 3 丁目 3 番 1 9 号	令和 5 年 2 月 1 日

神戸市告示第 731 号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
なだ整骨院	天野 祐子	神戸市灘区国玉通 2 丁目 8 番 3 号	令和 5 年 1 月 31 日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
なだ整骨院	天野 祐子	神戸市灘区国玉通 2 丁目 8 番 3 号	令和 5 年 1 月 31 日

神戸市告示第 732 号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)神戸六甲道鍼灸 (旧)ニコ鍼灸院	吉良 靖	神戸市灘区永手町 4 丁目 2 番 1 号	令和 5 年 2 月 1 日

神戸市告示第733号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2855080137	介護老人保健施設神戸彩光園	兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市厳原町田淵933番地	令和5年3月1日	介護予防短期入所療養介護
2855080137	介護老人保健施設神戸彩光園	兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市厳原町田淵933番地	令和5年3月1日	短期入所療養介護
2860290457	Rehaco 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区永手町5丁目2番9号サンロイヤル六甲202号	株式会社アールイーコンセプト	兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目4番15-2号	令和5年3月1日	介護予防訪問看護
2860290457	Rehaco 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区永手町5丁目2番9号サンロイヤル六甲202号	株式会社アールイーコンセプト	兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目4番15-2号	令和5年3月1日	訪問看護
2860890488	ハピネス訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目1-46日成ビル3F	株式会社ハピネス	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目1-46日成ビル3F	令和5年3月1日	介護予防訪問看護
2860890488	ハピネス訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目1-46日成ビル3F	株式会社ハピネス	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目1-46日成ビル3F	令和5年3月1日	訪問看護

2870103823	訪問介護事業所ハラタ	兵庫県神戸市東灘区西岡本2丁目7番3-1221号	株式会社ハラタ	大阪府大阪府市北区長柄西1丁目7番43号	令和5年3月1日	訪問介護
2870503956	ヘルパーステーションチャオ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1-7-12 臼井ハウス南1F	株式会社Moi Life	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目7-12	令和5年3月1日	訪問介護
2870703549	シオンの丘ショートステイ	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	令和5年3月1日	介護予防短期入所生活介護
2870703549	シオンの丘ショートステイ	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	令和5年3月1日	短期入所生活介護
2875004216	ショートステイ鈴蘭台西	兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市厳原町田淵933番地	令和5年3月1日	介護予防短期入所生活介護
2875004216	ショートステイ鈴蘭台西	兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市厳原町田淵933番地	令和5年3月1日	短期入所生活介護
2875004224	介護型ケアハウスグリーンヒル	兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市厳原町田淵933番地	令和5年3月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
2875004224	介護型ケアハウスグリーンヒル	兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市厳原町田淵933番地	令和5年3月1日	特定施設入居者生活介護
2875104396	のんびりケア	兵庫県神戸市中央区加納町4丁目9番25号エスポワール加納町401号室	のんびりケア合同会社	兵庫県神戸市中央区熊内町3丁目4番24号	令和5年3月1日	訪問介護

2875205219	うららケア プランセン ター	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	株式会社グ ット・ケア	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	令和5年3 月1日	居宅介護支 援
2875205227	ピーチデイ サービス伊 川谷	兵庫県神戸 市西区北別 府1丁目3 -1	株式会社桃 吉	兵庫県神戸 市西区王塚 台7丁目99 番地	令和5年3 月1日	通所介護
2875205235	うららヘル パーステー ション	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	株式会社グ ット・ケア	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	令和5年3 月1日	訪問介護

神戸市告示第734号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870103823	訪問介護事業所ハラタ	兵庫県神戸市東灘区西岡本2丁目7番3-1221号	株式会社ハラタ	大阪府大阪市北区長柄西1丁目7番43号	令和5年3月1日	介護予防訪問サービス
2870103823	訪問介護事業所ハラタ	兵庫県神戸市東灘区西岡本2丁目7番3-1221号	株式会社ハラタ	大阪府大阪市北区長柄西1丁目7番43号	令和5年3月1日	生活支援訪問サービス
2870503956	ヘルパーステーションチャオ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1-7-12 臼井ハウス南1F	株式会社MoiLife	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目7-12	令和5年3月1日	介護予防訪問サービス
2870503956	ヘルパーステーションチャオ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1-7-12 臼井ハウス南1F	株式会社MoiLife	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目7-12	令和5年3月1日	生活支援訪問サービス
2875104396	のんびりケア	兵庫県神戸市中央区加納町4丁目9番25号エスポワール加納町401号室	のんびりケア合同会社	兵庫県神戸市中央区熊内町3丁目4番24号	令和5年3月1日	介護予防訪問サービス

2875205227	ピーチデイ サービス伊 川谷	兵庫県神戸 市西区北別 府1丁目3 -1	株式会社桃 吉	兵庫県神戸 市西区王塚 台7丁目99 番地	令和5年3 月1日	介護予防通 所サービス
2875205235	うららヘル パーステー ション	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	株式会社グ ット・ケア	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	令和5年3 月1日	介護予防訪 問サービス
2875205235	うららヘル パーステー ション	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	株式会社グ ット・ケア	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	令和5年3 月1日	生活支援訪 問サービス
2895000509	桜とさく ら。神戸す ずらん台	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字向 井谷20番	桜とさくら 株式会社	兵庫県神戸 市北区山田 町小部向井 谷20番	令和5年3 月1日	介護予防通 所サービス
2895200521	宅老所 笑 夢	兵庫県神戸 市西区持子 3丁目35- 2	株式会社ウ ィスツリー	兵庫県西宮 市名塩さく ら台3-8- 6	令和5年3 月1日	介護予防通 所サービス

神戸市告示第735号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2895000509	桜とさくら。神戸すずらん台	兵庫県神戸市北区山田町小部字向井谷20番	桜とさくら株式会社	兵庫県神戸市北区山田町小部向井谷20番	令和5年3月1日	地域密着型通所介護
2895000517	看護小規模多機能ホームなるこ	兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市巖原町田淵933番地	令和5年3月1日	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
2895200521	宅老所 笑夢	兵庫県神戸市西区持子3丁目35-2	株式会社ウイストリー	兵庫県西宮市名塩さくら台3-8-6	令和5年3月1日	地域密着型通所介護

神戸市告示第 736 号

次の施設について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の指定をしたので、同法第 93 条の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2875004208	特別養護老人ホーム鈴蘭台西	兵庫県神戸市北区鳴子 3 丁目 1 番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市厳原町田 淵 933 番地	令和 5 年 3 月 1 日	介護老人福祉施設

神戸市告示第737号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	許可申請者の名称	許可申請者の所在地	許可年月日	サービスの種類
2855080137	介護老人保健施設神戸彩光園	兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1番	社会福祉法人あすか福祉会	長崎県対馬市厳原町田渕933番地	令和5年3月1日	介護老人保健施設

神戸市告示第738号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870101827	ヘルパーステーション こんぱす	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目22番20号	株式会社コンパス	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目22番20号	令和5年2月14日	訪問介護
2870802689	居宅介護支援事業所青空	兵庫県神戸市垂水区坂上4丁目1-7-201	合同会社かくれんぼ	兵庫県神戸市須磨区北落合4丁目11-18	令和5年2月14日	居宅介護支援
2860790332	ほしぞら訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字狐962番地	株式会社マリンブルー	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目17-6カサベラ神戸907	令和5年2月28日	介護予防訪問看護
2860790332	ほしぞら訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字狐962番地	株式会社マリンブルー	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目17-6カサベラ神戸907	令和5年2月28日	訪問看護
2865090373	訪問看護ステーション 笑楽 岡場	兵庫県神戸市北区藤原台中町1丁目2番2号エコーリラ 1F	株式会社ビオネスト	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番6号	令和5年2月28日	介護予防訪問看護
2865090373	訪問看護ステーション 笑楽 岡場	兵庫県神戸市北区藤原台中町1丁目2番2号エコーリラ 1F	株式会社ビオネスト	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番6号	令和5年2月28日	訪問看護

2870502016	デイサービスセンター ハーブ	兵庫県神戸市兵庫区下沢通3丁目4番3号	医療法人社団大有会	兵庫県神戸市兵庫区上沢通3丁目1番4号	令和5年2月28日	通所介護
2875001022	訪問介護あんだんて	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目4-26 山本ビル201号	有限会社タツヒロサービス	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目4-26 山本ビル201	令和5年2月28日	訪問介護

神戸市告示第739号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870201882	うみのほし灘北デイサービスセンター	兵庫県神戸市灘区灘北通1丁目2-10	社会福祉法人神戸海星会	兵庫県神戸市灘区篠原北町三丁目11番15号	令和5年2月1日	介護予防通所サービス
2870101827	ヘルパーステーションこんぱす	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目22番20号	株式会社コンパス	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目22番20号	令和5年2月14日	介護予防訪問サービス
2870502016	デイサービスセンターハーブ	兵庫県神戸市兵庫区下沢通3丁目4番3号	医療法人社団大有会	兵庫県神戸市兵庫区上沢通3丁目1番4号	令和5年2月28日	介護予防通所サービス
2870602972	セミコロン	兵庫県神戸市長田区西丸山町2丁目14-3	株式会社リベルタ	兵庫県神戸市長田区西丸山町2丁目14-3	令和5年2月28日	介護予防通所サービス
2875001022	訪問介護あんだんて	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目4-26 山本ビル201号	有限会社タツヒロサービス	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目4-26 山本ビル201	令和5年2月28日	介護予防訪問サービス
2875001022	訪問介護あんだんて	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目4-26 山本ビル201号	有限会社タツヒロサービス	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目4-26 山本ビル201	令和5年2月28日	生活支援訪問サービス

2875203362	アスナビス タジオ リ ハ・リハ	兵庫県神戸 市西区前開 南町2丁目 13-14	株式会社セ ラピット	兵庫県神戸 市西区前開 南町2丁目 13-5	令和5年2 月28日	介護予防通 所サービス
2895000475	桜とさく ら。神戸す ずらん台	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字向 井谷20番地	S t e p S . P . F 株式会社	滋賀県大津 市真野1丁 目3番2号	令和5年2 月28日	介護予防通 所サービス

神戸市告示第740号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870201882	うみのほし灘北デイサービスセンター	兵庫県神戸市灘区灘北通1丁目2-10	社会福祉法人神戸海星会	兵庫県神戸市灘区篠原北町三丁目11番15号	令和5年2月1日	地域密着型通所介護
2870602972	セミコロン	兵庫県神戸市長田区西丸山町2丁目14-3	株式会社リベルタ	兵庫県神戸市長田区西丸山町2丁目14-3	令和5年2月28日	地域密着型通所介護
2875203362	アスナビスタジオ リハ・リハ	兵庫県神戸市西区前開南町2丁目13-14	株式会社セラピット	兵庫県神戸市西区前開南町2丁目13-5	令和5年2月28日	地域密着型通所介護
2895000475	桜とさくら。神戸すずらん台	兵庫県神戸市北区山田町小部字向井谷20番地	Step S.P.F 株式会社	滋賀県大津市真野1丁目3番2号	令和5年2月28日	地域密着型通所介護

神戸市告示第741号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設の名称

神戸市立ふたば学舎

2 指定管理者

神戸市長田区二葉町8丁目4番8号

特定非営利活動法人ふたば

理事 岡本 勝利

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第742号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
大沢農業集落排水処理施設	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 神戸住環境整備公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス共同事業体 代表者 一般財団法人神戸住環境整備公社 代表理事 三木 太志	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
淡河農業集落排水処理施設		
萩原農業集落排水処理施設		
屏風農業集落排水処理施設		
勝雄農業集落排水処理施設		
和田農業集落排水処理施設		
細田農業集落排水処理施設		
黒田農業集落排水処理施設		
常本農業集落排水処理施設		
小寺農業集落排水処理施設		
田井農業集落排水処理施設		
新々田農業集落排水処理施設		
北古農業集落排水処理施設		
平野印路農業集落排水処理施設		
平野中村農業集落排水処理施設		
神出西農業集落排水処理施設		

神出東農業集落排水 処理施設		
岩岡農業集落排水処 理施設		
野中農業集落排水処 理施設		
西脇農業集落排水処 理施設		
神出南農業集落排水 処理施設		
広谷農業集落排水処 理施設		
吉生農業集落排水処 理施設		
寺谷農業集落排水処 理施設		
僧尾農業集落排水処 理施設		
中山・野瀬農業集落 排水処理施設		

神戸市告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
鴨子ヶ原30号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目27番13地先	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目187番24地先
鴨子ヶ原31号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目187番34地先	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目187番31地先
高丸陸26号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番537地先	神戸市垂水区高丸8丁目2243番544地先
高丸陸27号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番522地先	神戸市垂水区高丸8丁目2243番530地先
高丸陸28号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番507地先	神戸市垂水区高丸8丁目2243番515地先
鈴蘭台143号線	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目13番10地先	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目23番18地先
鈴蘭台144号線	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目17番1地先	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目4番51地先
鈴蘭台145号線	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目17番1地先	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目17番1地先
鈴蘭台146号線	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目4番12地先	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目25番2地先
鈴蘭台147号線	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目4番51地先	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目4番40地先
鈴蘭台148号線	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目4番45地先	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目4番24地先
鈴蘭台149号線	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目43番地先	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目17番1地先
鈴蘭台150号線	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目13番10地先	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目12番17地先
鈴蘭台151号線	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目5番29地先	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目5番27地先
萩原11号線	神戸市北区淡河町萩原字宮脇203番1地先	神戸市北区淡河町萩原字風呂ノ本1371番地先
萩原12号線	神戸市北区淡河町萩原字岡土砂山1239番地先	神戸市北区淡河町萩原字才ノ神1420番地先

萩原13号線	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1377番地先	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1404番5地先
萩原14号線	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1389番地先	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内362番1地先
萩原15号線	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1395番地先	神戸市北区淡河町萩原字才ノ神1421番地先
萩原16号線	神戸市北区淡河町萩原字才ノ神1427番地先	神戸市北区淡河町萩原字才ノ神1409番1地先
萩原17号線	神戸市北区淡河町萩原字才ノ神1449番地先	神戸市北区淡河町萩原字丸塚1465番地先
萩原18号線	神戸市北区淡河町萩原字才ノ神1449番地先	神戸市北区淡河町萩原字才ノ神1452番2地先
萩原19号線	神戸市北区淡河町萩原字丸塚1474番1地先	神戸市北区淡河町萩原字丸塚1467番地先
萩原20号線	神戸市北区淡河町萩原字野田103番地先	神戸市北区淡河町萩原字野田23番1地先
萩原21号線	神戸市北区淡河町萩原字野田1265番地先	神戸市北区淡河町萩原字野田1272番地先
萩原22号線	神戸市北区淡河町萩原字野田1301番地先	神戸市北区淡河町萩原字野田1304番地先
向洋28号線	神戸市東灘区向洋町中9丁目1番1地先	神戸市東灘区向洋町中9丁目1番15地先
港島72号線	神戸市中央区港島南町4丁目7番9地先	神戸市中央区港島南町4丁目2番6地先
港島73号線	神戸市中央区港島南町4丁目7番8地先	神戸市中央区港島南町4丁目7番10地先
港島74号線	神戸市中央区港島南町4丁目6番10地先	神戸市中央区港島南町4丁目6番5地先
港島75号線	神戸市中央区港島南町3丁目3番4地先	神戸市中央区港島南町3丁目3番17地先
小束野40号線	神戸市西区神出町小束野字廣澤53番98地先	神戸市西区神出町小束野字廣澤53番59地先

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
長田里48号線	神戸市長田区上池田6丁目9番地先	神戸市長田区上池田6丁目10番9地先
神出里170号線	神戸市西区神出町小束野字籠ノ谷9番61地先	神戸市西区神出町小束野字籠ノ谷9番66地先
榎谷村合併第192号線	神戸市西区榎谷町池谷字城ヶ谷170番地先	神戸市西区榎谷町池谷字城ヶ谷140番地先
榎谷村合併第193号線	神戸市西区榎谷町池谷字城ヶ谷140番地先	神戸市西区榎谷町池谷字城ヶ谷140番地先

林田方面第41号線	神戸市兵庫区出在家町1丁目15番地先	神戸市兵庫区出在家町1丁目15番地先
東灘里200号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目188番5地先	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目187番21地先

神戸市告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 路線名

鴨子ヶ原31号線

2 指定する期日

令和5年3月22日

神戸市告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月5日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	鴨子ヶ原 27号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目38番23地先から	新	14.10	最大 7.70 最小 6.10
		神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目38番23地先まで	旧	14.10	最大 8.00 最小 6.60

公 告

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年3月22日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-17号	令和5年2月21日	神戸市東灘区向洋町東3丁目27番	72.857	17.50

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和5年3月22日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-18号	令和5年2月21日	神戸市東灘区向洋町東3丁目27番	72.92	16.77～ 16.88

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 区域を変更する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
ポートアイランド南公園	中央区港島中町8丁目 中央区港島南町1丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおりに	拡 張

(2) 供用開始の年月日

令和5年3月22日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年3月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市中央区野崎通6丁目331番1、331番2、331番3、332番、333番、334番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区熊内町4丁目8番4号カナヤラルビル

アクティヴ貿易株式会社株式会社

代表取締役 スレッシュ・ケイ・ラル

許可番号

令和4年10月27日 第8082号

（変更許可 令和5年1月11日 第2035号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区青山台1丁目809番418の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区青山台1丁目22番1号

塩屋土地株式会社

代表取締役 井植 敏彰

許可番号

令和4年10月27日 第8081号

（変更許可 令和5年2月9日 第2041号）

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤原台地区センター エコール・リラ
神戸市北区藤原台中町1丁目2番2号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
イオンリテールストア株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 井出 武美
株式会社なゆた	神戸市中央区相生町4丁目8-13 サンパレス1階	代表取締役 坂野 紀子
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	組合長理事 木田 克也
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東9番地1	代表取締役 大田 貴雄
株式会社カロ	大阪府中央区大手前1丁目7番31号	代表取締役 宇澤 信夫
株式会社マルコポーロ	大阪府中央区久太郎町1丁目8番9号	代表取締役 西 啓文
株式会社ピーチクラブ	堺市中区小阪270番地	代表取締役 納谷 計男
チェックローズ株式会社	大阪府豊中市城山1丁目6番22号	代表取締役 山本 圭介
株式会社青木洋裁研究所	兵庫県西宮市越水町2番6号	代表取締役 青木 清治
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 澤田 将広
株式会社デュウ	京都府木津川市相楽台5丁目8番地2	代表取締役 塔筋 誠
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4-1-22	代表取締役 江田 善一

有限会社モリナカ	神戸市灘区日尾町3丁目1番26号	代表取締役 森中 広文
株式会社二楽園	神戸市東灘区岡本1丁目2番17号	代表取締役 奥谷 信秀
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448番地の1	代表取締役 畑 陽介
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二
東京ブックセンター開発株式会社	東京都八王子市八日町1番11号	代表取締役 熊沢 真
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	代表取締役 北原 久巳
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番の1	代表取締役 江尻 義久
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町2丁目1番18号	代表取締役 久保 允誉
他3名		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては代表者の氏名
イオンリテールストア株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 井出 武美
株式会社なゆた	神戸市中央区相生町4丁目8-13 サンパレス1階	代表取締役 坂野 紀子
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番3号	代表取締役 堂前 宣夫
株式会社マツモトキョシ	千葉県松戸市新松戸東9番地1	代表取締役 松本 貴志
株式会社カロ	大阪府中央区大手前1丁目7番31号	代表取締役 宇澤 信夫
株式会社ピーチクラブ	堺市中区小阪270番地	代表取締役 納谷 康平
チェックローズ株式会社	大阪府豊中市城山1丁目6番22号	代表取締役 山本 圭介
株式会社青木洋裁研究所	兵庫県西宮市越水町2番6号	代表取締役 青木 嘉生
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 澤田 将広
株式会社デュウ	京都府木津川市相楽台5丁目8番地2	代表取締役 塔筋 誠
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4-1-22	代表取締役 江田 善一
株式会社二楽園	神戸市東灘区岡本1丁目2番17号	代表取締役 奥谷 信秀
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448番地の1	代表取締役 畑 陽介

株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二
東京ブックセンター開発株式会社	東京都八王子市八日町1番11号	代表取締役 熊沢 真
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	代表取締役 坂下 和志
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番の1	代表取締役 江尻 英介
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町2丁目1番18号	代表取締役 久保 允誉
他3名		

3 変更の年月日及び変更する理由

令和4年10月28日 退店等のため

4 届出年月日

令和4年11月11日

5 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サザンモール六甲B612、サザンモール2nd street

神戸市灘区新在家南町1丁目 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社サザンモール六甲	神戸市灘区新在家南町1丁目2番1号	代表取締役 植村 浩史
有限会社サザンモール小泉	大阪市此花区西九条1丁目10番39号	取締役 内山 隆太郎

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社サザンモール六甲	神戸市灘区新在家南町1丁目2番1号	代表取締役 植村 浩史
有限会社サザンモール小泉	神戸市灘区新在家南町1丁目2番1号	取締役 内山 隆太郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
小泉製麻株式会社	神戸市灘区新在家南町1丁目2番1号	代表取締役 小泉 康史
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目19番1号	代表取締役 休山 昭
トレック・ジャパン株式会社	兵庫県西宮市大井手町7番28号	代表取締役 田村 芳隆
株式会社カラーズ	神戸市灘区桜口町4丁目1番1号 ウェルブ六甲道4番街1番館402	代表取締役 佐久間 敏雅
アクサス株式会社	徳島市山城西4丁目2番地	代表取締役 久岡 卓司
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	代表取締役 中嶋 克彦
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内2丁目9番40号	代表取締役 水野 泰三
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	代表取締役 大村 禎史
株式会社G-7ホールディングス	神戸市須磨区弥栄台3丁目1-6	代表取締役 金田 達三
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4-39-8	代表取締役 舟橋 浩司
有限会社パール	神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号	代表取締役 安木 義博
小野株式会社	香川県高松市塩屋町14番地5	代表取締役 小野 兼資
株式会社ビジョンメガネ	大阪府守口市菊水通2丁目9番13号	代表取締役 安東 晃一
株式会社アミーゴ	東京都千代田区神田多町2丁目1番地	代表取締役 中村 友秀

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
小泉製麻株式会社	神戸市灘区新在家南町1丁目2番1号	代表取締役 小泉 康史
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目19番1号	代表取締役 休山 昭
トレック・ジャパン株式会社	兵庫県西宮市大井手町7番28号	代表取締役 田村 芳隆

株式会社カラーズ	神戸市灘区桜口町4丁目1番1号 ウエルブ六甲道4番街1番館	代表取締役 佐藤 種夫
アクサス株式会社	徳島市山城西4丁目2番地	代表取締役 久岡 卓司
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内2丁目9番 40号	代表取締役 水野 敦之
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地 の1	代表取締役 大村 浩一
株式会社G-7ホールディングス	神戸市須磨区弥栄台2丁目1番 地の3	代表取締役 金田 達三
株式会社チョダ	東京都杉並区荻窪4丁目30番16 号	代表取締役 町野 雅俊
有限会社パル	神戸市北区藤原台南町4丁目21 番3号	代表取締役 尾山 亮
株式会社ビジョンメガネ	大阪市西区南堀江3丁目14番12 号	代表取締役 安東 晃一
株式会社アミーゴ	東京都千代田区神田多町2丁目 1番地	代表取締役 中村 友秀
他1名と未定1店舗		

3 変更の年月日

2 (1)については、平成26年4月30日

2 (2)については、令和4年9月17日

4 変更する理由

2 (1)については、住所変更のため

2 (2)については、入退店等のため

5 届出年月日

令和4年11月1日

6 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ伊川谷店
神戸市西区白水 1 丁目 15 番 18 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南 1 丁目 3 番 52 号	代表取締役 平尾 健一

- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,707 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和 4 年 11 月 14 日
- 6 変更する理由
店舗閉店建物解体のため
- 7 届出年月日
令和 4 年 11 月 16 日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸三田プレミアム・アウトレット

神戸市北区上津台7丁目3番外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ケリングジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ジャン・マルク・デュプレ
LVMHファッション・グループ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目5番29号	代表取締役 ノルベール・ルレ
株式会社モンクレールジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 田村 直裕
ヴァレンティノジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目9番19号	代表取締役 ウィリアム・ウヨン・ユン
株式会社エトロ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目11番5号	代表取締役 ファビオ・ストラータ
Jimmy Choo Tokyo株式会社	東京都港区赤坂8丁目5番34号	代表取締役 永江 公一
株式会社ボッテガ・ヴェネタジャパン	東京都中央区銀座6丁目8-7	代表取締役 竹林 朋毅
株式会社バリー・ジャパン	東京都中央区銀座1丁目19番7号	代表取締役 高桑 真
ヒューゴボスジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目2番1号	代表取締役 マシュー キーラン
リシュモンジャパン株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	代表取締役 三木 均
ドルチェ・アンド・ガッバーナ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ファブリツィオ カルディナリ
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号	代表取締役 マシュー コリン
プラダジャパン株式会社	東京都港区南青山1丁目	代表取締役

	15番14号	ダヴィデ・セジア
Deckers Japan 合同会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	職務執行者 伊藤 輝希
株式会社インコントロ	大阪市中央区淡路町2丁目3番5号	代表取締役 長江 聡
テンピュール・シーリー・ジャパン 株式会社	神戸市中央区伊藤町119	代表取締役 木村 信也
株式会社ダイドーフォワード	東京都千代田区外神田3丁目1番16号	代表取締役 鍋割 幸
ルックスオティカジャパン株式会社	東京都千代田区二番町4番地5号	代表取締役 山崎 真也
デサントジャパン株式会社	大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番3号	代表取締役 小川 典利夫
株式会社セルジオロッシジャパン	東京都渋谷区渋谷2丁目11番8号	代表取締役 松木 愛明
コロネット株式会社	大阪市中央区博労町1丁目9番8号	代表取締役 浅沼 孝信
株式会社グラニフ	東京都渋谷区渋谷1丁目7番7号	代表取締役 村田 昭彦
株式会社ウールリッチジャパン	東京都渋谷区松濤2丁目20番6号	代表取締役 川田 慎二
タペストリー・ジャパン合同会社	東京都港区六本木6丁目10番1号	職務執行者 エマヌエル・リュエラン
トッズ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
フェラガモ・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目8番2号	代表取締役 パスクアレ デ サンティス
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	山口市佐山717番地1	代表取締役 畑 誠
ブルネロクチネリジャパン株式会社	東京都千代田区一番町8	代表取締役 宮川 ダビデ
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目19番1号	代表取締役 休山 昭
双日インフィニティ株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	代表取締役 小野 浩平
株式会社Francfranc	東京都港区北青山3丁目5番12号	代表取締役 高島 郁夫
株式会社ブルックスブラザーズ ジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 渡部 克男
株式会社スタイリングライフ・ ホールディングス	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 遠藤 育雄
株式会社ミキハウストレード	大阪府八尾市大窪936	代表取締役 木村 隆一
株式会社ツツキ	千葉県柏市柏344番地2	代表取締役 都築 宏一郎
フルラジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 ディーター・ハーベル
株式会社エーアンドエス	東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目11番1号	代表取締役 稲瀬 修

クリケットウェブ株式会社	東京都品川区大崎3丁目6番17号	代表取締役 山本 貴孝
株式会社ナイスクラブ	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 井上 隆太
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区富ヶ谷2丁目24番7号	代表取締役 浅見 英理
株式会社アダバット	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 田口 敬二郎
株式会社ビームス	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 設楽 洋
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5丁目6番4号	代表取締役 ヴァンサン・ネリアス
スワロフスキー・ジャパン株式会社	東京都千代田区一番町21番地	代表取締役 オ・ナミ
株式会社ミルク	大阪市中央区博労町2丁目2番13号	代表取締役 中嶋 潤哉
合同会社PVHジャパン	東京都千代田区内幸町2丁目1番6号	職務執行者 アレキサンダー・トーマス・チュー
ナイキジャパングループ合同会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	職務執行者 小林 哲二
ベネリック株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	代表取締役 永利 道彦
株式会社ゴールドウイン	小矢部市清沢 210 番地	代表取締役 渡辺 貴生
テラーメイドゴルフ株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 マーク・シェルドン・アレン
アディダスジャパン株式会社	東京都港区六本木1丁目9番10号	代表取締役 羽柴 慶彦
株式会社ジユン	東京都港区南青山2丁目2番3号	代表取締役 佐々木 進
株式会社たち吉	京都市下京区四条通富小路角立売東町 21 番地	代表取締役 石田 章夫
デロンギ・ジャパン株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	代表取締役 杉本 敦男
株式会社サンクゼール	長野県上水内郡飯綱町芋川 1260 番地	代表取締役 久世 良太
株式会社サザビーリーグ	東京都渋谷区元代々木町49番13号	代表取締役 角田 良太
ル・クルーゼ・ジャポン株式会社	東京都港区麻布台2丁目2番9号	代表取締役 デイヴィッド・ダニエルズ
株式会社ワールドストアパートナーズ	東京都港区北青山3丁目5番10号	代表取締役 谷村 耕一
株式会社ルピシアグルマン	北海道虻田郡ニセコ町字曾我 751 番地 23	代表取締役 中江 昭英
エース株式会社	大阪市中央区博労町4丁目5番2号	代表取締役 森下 宏明
株式会社ツカモトコーポレーション	東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号	代表取締役 百瀬 二郎

COLE HAAN JAPAN合同会社	東京都港区北青山3丁目3番11号	職務執行者 ローラ・ウィリアムズ・ケリー
ラルフローレン株式会社	東京都渋谷区神宮前4丁目25番15号	代表取締役 ジェイ・キンプトン
株式会社ヘルノ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目4番48号	代表取締役 奥田 裕章
株式会社ジャヴァコーポレーション	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	代表取締役 田中 健之
株式会社シップス	東京都中央区銀座1丁目20番15号	代表取締役 三浦 義哲
株式会社ニューバランスジャパン	東京都千代田区神田神保町1丁目105番	代表取締役 久保田 伸一
株式会社T S I	東京都港区北青山1丁目2番3号	代表取締役 下地 毅
キャロウェイアパレル株式会社	東京都港区元赤坂1丁目5番12号	代表取締役 齋藤 英孝
株式会社ワコール	京都市南区吉祥院中島町29番地	代表取締役 伊東 知康
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町3丁目6番1号	代表取締役 井上 隆太
ELCジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	代表取締役 マシュー・フォックス
株式会社ラコステジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 李 孝
株式会社バレンシアガジャパン	東京都港区赤坂7丁目1番16号	代表取締役 金子 信隆
バーバリー・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座2丁目5番14号	代表取締役 小田切 賢太郎
リーバイ・ストラウスジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目16番12号	代表取締役 パスカル・センコフ
クラウン製靴株式会社	名古屋市瑞穂区豆田町5丁目2番地	代表取締役 岩田 達七
ボードライダーズジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 サミー・ユー
マークジェイコブスジャパン株式会社	東京都港区南青山3丁目1番3号	代表取締役 ラジーブ シェルマ
株式会社グループセブジャパン	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 アンドリュウ・ブバラ
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社	東京都中央区銀座5丁目5番4号	代表取締役 笹野 和泉
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2丁目1番8号	代表取締役 武川 雄二
株式会社アンテプリマジャパン	東京都港区白金台3丁目19番1号	代表取締役 アンソニー・キョン
福助株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 佐橋 由文
エコー・ジャパン株式会社	東京都千代田区永田町2	代表取締役

	丁目10番3号	犬塚 景子
サムソナイト・ジャパン株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4丁目7番7号	代表取締役 村井 博之
株式会社ドーム	東京都江東区有明1丁目3番33号	代表取締役 安田 秀一
ダイアナ株式会社	東京都中央区銀座6丁目9番6号	代表取締役 谷口 秀夫
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ジョイントワークス	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	東京都港区三田1丁目4番1号	代表取締役 門田 剛
株式会社アオイ	神戸市中央区港島中町2丁目3番5号	代表取締役 大島 崇
株式会社ルック	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号	代表取締役 澁谷 治男
三喜商事株式会社	大阪府中央区瓦町3丁目3番2号	代表取締役 堀田 康彦
ディーゼルジャパン株式会社	大阪府中央区難波5丁目1番60号	代表取締役 高實 康誠
日本ロレアル株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	代表取締役 ジェローム・ブリュア
株式会社スタッフインターナショナルジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マルジェラジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッシュライフラボ	東京都千代田区麴町5丁目7番1号	代表取締役 満塩 雅一
リヤドロジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目11番3号	代表取締役 周 凱梁
エノテカ株式会社	東京都港区南麻布5丁目14番15号	代表取締役 黒木 誠也
株式会社ストラスブルゴ	東京都港区北青山3丁目5番12号	代表取締役 石原 秀樹
株式会社アーバンリサーチ	大阪府西区京町堀1丁目6番4号	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ABAHOUSE SIDE-B	東京都渋谷区東1丁目26番20号	代表取締役 関川 聡
株式会社ジョイックスコア レーション	東京都千代田区隼町3番16号	代表取締役 塩川 弘晃
ダイソン株式会社	東京都千代田区麴町1丁目12番1号	代表取締役 浅野 信弘
株式会社イッセイミヤケ	東京都渋谷区富ヶ谷1丁目12番10号	代表取締役 北村 みどり
株式会社バーニーズジャパン	東京都千代田区麴町5丁目7番2号	代表取締役 関口 正美
株式会社セブン-イレブン・ ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	代表取締役 永松 文彦

スウォッチグループジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目9番18号	代表取締役 ハイディ シュ
株式会社メル・ローズ	東京都目黒区青葉台2丁目18番1号	代表取締役 武内 一志
株式会社メンズ・ビギ	東京都渋谷区南平台町17番12号	代表取締役 清水 英幸
セイコーリテールマーケティング株式会社	東京都中央区八丁堀3丁目1番9号	代表取締役 庄山 昌彦
フィスカースジャパン株式会社	東京都千代田区二番町11番19号	代表取締役 クリストフ・ジャック・ガブリエル・ランシュー
プーマジャパン株式会社	東京都品川区大崎2丁目1番1号	代表取締役 中川 淳
株式会社コロニアスポーツウェアジャパン	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 マッスイモ・ラッザリ
アシックスジャパン株式会社	東京都江東区新砂3丁目1番18号	代表取締役 小林 淳二
株式会社P R A I A	東京都目黒区自由が丘1丁目29番5号	代表取締役 松井 茂大
トゥミジャパン合同会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
シチズンリテイルプランニング株式会社	東京都新宿区百人町2丁目27番7号	代表取締役 瀧澤 誠
株式会社豊田貿易	東京都新宿区西新宿3丁目8番5号新栄ビル7階	代表取締役 豊田 隆二
カワノ株式会社	神戸市長田区大道通5丁目101番地の6	代表取締役 河野 忠友
株式会社T A S A K I	神戸市中央区港島中町6丁目3番地2	代表取締役 田島 寿一
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2丁目4番1号	代表取締役 石井 稔晃
株式会社アウトィングスペース	大阪市住之江区中加賀屋4丁目4番18号	代表取締役 柴田 茂樹
株式会社エレメントルール	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 小松崎 睦
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1丁目3番8号	代表取締役 太田 克枝
ドクターマーチン・エアウェア ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前5丁目2番28号	代表取締役 池田 マイク
ツヴィリングJ. A. ヘンケルスジャパン株式会社	岐阜県関市肥田瀬 4064 番地	代表取締役 アンドリュー・ハンキンソン
株式会社ヴァンドームヤマダ	東京都港区南青山5丁目12番1号	代表取締役 山田 潤
株式会社マルニジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッキントッシュジャパン	東京都港区六本木1丁目8番7号	代表取締役 八木 雄三
株式会社ヨウジヤマモト	東京都品川区東品川2丁	代表取締役

	目2番43号	今村 英雄
三共生興ファッションサービス株式会社	大阪市中央区安土町2丁目5番6号	代表取締役 井ノ上 明
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 立花 隆央
イー・ジーニング株式会社	東京都荒川区東日暮里3丁目27番6号	代表取締役 林 史郎
Michael Kors Japan合同会社	東京都港区南青山1丁目2番6号	代表取締役 山崎 大輔
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	代表取締役 鈴木 恒則
株式会社トゥモローランド	東京都港区南青山3丁目18番9号	代表取締役 佐々木 裕平
ヘインズブランズジャパン株式会社	東京都新宿区信濃町35番地	代表取締役 早瀬 圭一
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都渋谷区神宮前3丁目28番1号	代表取締役 松崎 善則
ゴディバジャパン株式会社	東京都港区六本木3丁目2番1号	代表取締役 ジェローム・シュジャン
Lindt & Sprungli Japan株式会社	東京都港区南青山3丁目13番18号	代表取締役 アンドレ・ツィメルマン

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては代表者の氏名
株式会社ケリングジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ティエリ マルティ
LVMHファッション・グループ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目5番29号	代表取締役 ノルベール・ルレ
株式会社モンクレールジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 田村 直裕
ヴァレンティノジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目9番19号	代表取締役 篠原 真澄
株式会社エトロ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目11番5号	代表取締役 ファビオ・ストラータ
Jimmy Choo Tokyo株式会社	東京都港区赤坂8丁目5番34号	代表取締役 永江 公一
株式会社ボッテガ・ヴェネタジャパン	東京都中央区銀座6丁目8-7	代表取締役 エレン・キム
株式会社バリー・ジャパン	東京都中央区銀座1丁目19番7号	代表取締役 Tien Tien Yip
ヒューゴボスジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目2番1号	代表取締役 マシュー キーラン
リシュモンジャパン株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	代表取締役 三木 均
ドルチェ・アンド・ガッバーナ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ファブリツィオ カルディナリ
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号	代表取締役 キャサリン チュクロ
プラダジャパン株式会社	東京都港区南青山1丁目15番14号	代表取締役 ダヴィデ・セジア

Deckers Japan 合同会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	職務執行者 伊藤 輝希
株式会社インコントロ	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目3番5号	代表取締役 長江 聡
テンピュール・シーリー・ジャパン 有限会社	神戸市中央区伊藤町119	代表取締役 パスカール ラオ
株式会社ダイドーフォワード	東京都千代田区外神田3丁目1番16号	代表取締役 鍋割 宰
ルックスオティカジャパン株式会社	東京都千代田区二番町4番地5号	代表取締役 山崎 真也
デザートジャパン株式会社	大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番3号	代表取締役 小川 典利夫
株式会社セルジオロッシジャパン	東京都渋谷区渋谷2丁目11番8号	代表取締役 松木 愛明
コロネット株式会社	大阪府大阪市中央区博労町1丁目9番8号	代表取締役 七宮 信幸
ザボディショップジャパン株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1-9-11	代表取締役 倉田 浩美
株式会社ウールリッチジャパン	東京都渋谷区松濤2丁目20番6号	代表取締役 川田 慎二
タペストリー・ジャパン合同会社	東京都港区六本木6丁目10番1号	職務執行者 エマヌエル・リュエラン
トッズ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5-8	代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
フェラガモ・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目8番2号	代表取締役 パスクアレ デ サンティス
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 畑 誠
Tom Ford Retail Japan 合同会社	東京都渋谷区渋谷4-2-8	代表取締役 田代 俊明
双日インフィニティ株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	代表取締役 小野 浩平
株式会社Francfranc	東京都港区北青山3丁目5番12号	代表取締役 佐野 一幸
株式会社ブルックスブラザーズ ジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 渡部 克男
株式会社スタイリングライフ・ ホールディングス	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 遠藤 育雄
株式会社ミキハウストレード	大阪府八尾市大窪936	代表取締役 木村 隆一
株式会社ツツキ	千葉県柏市柏344番地2	代表取締役 都築 宏一郎
フルラジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 森本 綾
株式会社サザビーリーグ	東京都渋谷区元代々木町49番13号	代表取締役 角田 良太
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町59番地	代表取締役 森 威
有限会社ターナ	神戸市中央区二宮町3-4-7ブルーム神戸三宮	代表取締役 谷川 弘

	202	
株式会社ナイスクラブ	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 井上 隆太
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区富ヶ谷2丁目24番7号	代表取締役 浅見 英理
株式会社アダバット	神戸市中央区港島中町6丁目8番1号	代表取締役 田口 敬二郎
株式会社ビームス	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 設楽 洋
株式会社バーニーズジャパン	東京都千代田区麴町5-1目7-2	代表取締役 関口 正美
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5丁目6番4号	代表取締役 ヴァンサン・ネリアス
スワロフスキー・ジャパン株式会社	東京都千代田区一番町21番地	代表取締役 鈴木 正規
株式会社ミルク	大阪府大阪市中央区博労町2-1目2-13	代表取締役 中嶋 潤哉
合同会社PVHジャパン	東京都千代田区内幸町2-1目1-6号	職務執行者 尾郷 高志
ナイキジャパングループ合同会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	職務執行者 小林 哲二
ベネリック株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	代表取締役 永利 道彦
株式会社ゴールドウイン	富山県小矢部市清沢210番地	代表取締役 渡辺 貴生
テラーメイドゴルフ株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 マーク・シェルドン・アレン
アディダスジャパン株式会社	東京都港区六本木1丁目9番10号	代表取締役 ステイン ヴァンデヴォースト
株式会社ジュン	東京都港区南青山2丁目2番3号	代表取締役 佐々木 進
株式会社たち吉	京都府京都市下京区四条通富小路角立売東町21番地	代表取締役 石田 章夫
デロンギ・ジャパン株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	代表取締役 杉本 敦男
株式会社サンクゼール	長野県上水内郡飯綱町芋川1260番地	代表取締役 久世 良太
ル・クルーゼ・ジャポン株式会社	東京都港区麻布台2丁目2番9号	代表取締役 徳永 美紀
株式会社ワールドストアパートナーズ	東京都港区北青山3丁目5番10号	代表取締役 谷村 耕一
株式会社ルピシアグルマン	北海道虻田郡ニセコ町字曾我751番地23	代表取締役 水口 博喜
エース株式会社	大阪府大阪市中央区博労町4丁目5番2号	代表取締役 森下 宏明
株式会社ツカモトコーポレーション	東京都中央区日本橋本町1-6-5	代表取締役 百瀬 二郎

L i n d t & S p r u n g l i J a p a n株式会社	東京都港区南青山3-13-18	代表取締役 アラン・ジェルミケ
COLE HAAN JAPAN合同会社	東京都港区北青山3丁目3番11号	職務執行者 ローラ・ウィリアムズ・ケリー
株式会社ヘルノ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目4番48号	代表取締役 奥田 裕章
ラルフローレン合同会社	東京都千代田区永田町2-10-1	代表取締役 ジェイ・キンプトン
株式会社ジャヴァコーポレーション	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	代表取締役 内野 伸彦
株式会社シッパス	東京都中央区銀座1-20-15	代表取締役 三浦 義哲
株式会社ニューバランスジャパン	東京都千代田区神田神保町1丁目105番	代表取締役 久保田 伸一
株式会社T S I	東京都港区北青山1丁目2番3号	代表取締役 下地 毅
キャロウェイゴルフ株式会社	東京都港区白金台5丁目12番7号	代表取締役 ボーズマン・アレックス・ミッチェル
株式会社ワコール	京都府京都市南区吉祥院中島町29番地	代表取締役 伊東 知康
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町3丁目6番1号	代表取締役 井上 隆太
ブルネロクチネリジャパン株式会社	東京都千代田区一番町8	代表取締役 宮川 ダビデ
E L C ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	代表取締役 マシュー・フォックス
株式会社ラコステジャパン	東京都品川区上大崎3-1-1	代表取締役 谷尾 利弘
株式会社バレンシアガジャパン	東京都港区赤坂7丁目1番16号	代表取締役 金子 信隆
株式会社 CINQUE STELLE	東京都港区南青山5-4-31	代表取締役 吉田 陽平
リーバイ・ストラウスジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目16番12号	代表取締役 パスカル・センコフ
マドラス株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区豆田町5丁目2番	代表取締役 岩田 栄七
ボードライダーズジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 サミー・ユウ
マークジェイコブスジャパン株式会社	東京都港区南青山3丁目1番3号	代表取締役 ラジーブ シェルマ
株式会社グループセブジャパン	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 アンドリュウ・ブバラ
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社	東京都中央区銀座5丁目5番4号	代表取締役 笹野 和泉
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2丁目1番8号	代表取締役 安田 直人

株式会社アンテプリマジヤパン	東京都港区白金台3丁目19番1号	代表取締役 アンソニー・キョン
福助株式会社	東京都江東区青海2-4-24	代表取締役 佐橋 由文
エコー・ジャパン株式会社	東京都千代田区永田町2-10-3	代表取締役 犬塚 景子
サムソナイト・ジャパン株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4丁目7番7号	代表取締役 村井 博之
株式会社ドーム	東京都江東区有明1丁目3番33号	代表取締役 安田 秀一
ダイアナ株式会社	東京都中央区銀座6丁目9番6号	代表取締役 谷口 秀夫
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	東京都港区三田1丁目4番1号	代表取締役 門田 剛
株式会社アオイ	神戸市中央区港島中町2丁目3番5号	代表取締役 大島 崇
株式会社ルック	東京都港区赤坂8-5-30	代表取締役 加藤 義裕
三喜商事株式会社	大阪府中央区瓦町3丁目3番2号	代表取締役 堀田 康彦
ディーゼルジャパン株式会社	大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号	代表取締役 高實 康誠
日本ロリアル株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	代表取締役 ジェローム・ブリュア
株式会社スタッフインターナショナルジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マルジェラジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッシュライフラボ	東京都千代田区麴町5丁目7番1号	代表取締役 満塩 雅一
リヤドロジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目11番3号	代表取締役 周 凱梁
エノテカ株式会社	東京都港区南麻布5丁目14番15号	代表取締役 堀 慎二
株式会社ストラスブルゴ	東京都港区北青山3-5-12	代表取締役 石原 秀樹
株式会社アーバンリサーチ	大阪府大阪市西区京町堀1丁目6番4号	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ABAHOUSE SIDE-B	東京都渋谷区東1丁目26番20号	代表取締役 水上 雄一郎
株式会社ジョイックスコーポレーション	東京都千代田区隼町3番16号	代表取締役 塩川 弘晃
ダイソン株式会社	東京都千代田区麴町1-12-1	代表取締役 浅野 信弘
株式会社イッセイミヤケ	東京都渋谷区富ヶ谷1丁	代表取締役

	目 12 番 10 号	北村 みどり
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿 2 丁目 19 番 1 号	代表取締役 休山 昭
株式会社セブン-イレブン・ ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	代表取締役 永松 文彦
スウォッチグループジャパン 株式会社	東京都渋谷区神宮前 5-9 -15 2 階	代表取締役 ハイディ シュ
株式会社メル・ローズ	東京都目黒区青葉台 2 丁 目 18 番 1 号	代表取締役 東 秀行
株式会社メンズ・ビギ	東京都渋谷区南平台町 17 番 12 号	代表取締役 清水 英幸
セイコーリテールマーケティ ング株式会社	東京都中央区八丁堀 3 丁 目 1 番 9 号	代表取締役 金川 宏美
フィスカースジャパン株式会 社	東京都千代田区二番町 11 番 19 号	代表取締役 クリストフ・ジャック・ガブ リエル・ランシュー
プーマジャパン株式会社	東京都品川区大崎 2 丁目 1 番 1 号	代表取締役 萩尾 孝平
株式会社コロニアスポーツ ウェアジャパン	東京都新宿区新宿 6 丁目 27 番 30 号	代表取締役 マッスイモ・ラッザリ
アシックスジャパン株式会社	東京都江東区新砂 3 丁目 1 番 18 号	代表取締役 小林 淳二
株式会社 P R A I A	東京都目黒区自由が丘 1 -29-5	代表取締役 松井 茂大
トゥミジャパン合同会社	東京都渋谷区東 3 丁目 16 番 3 号	代表取締役 造田 博之
シチズンリテイルプランニング 株式会社	東京都新宿区百人町 2 丁 目 27 番 7 号	代表取締役 瀧澤 誠
株式会社スプレnderズアン ドカンパニー	東京都港区芝公園 1 番 38 号	代表取締役 住吉 聡
カワノ株式会社	神戸市長田区大道通 5 丁 目 101 番地の 6	代表取締役 河野 忠友
株式会社 T A S A K I	神戸市中央区港島中町 6 丁目 3 番地 2	代表取締役 田島 寿一
株式会社ナルミヤ・インター ナショナル	東京都港区芝公園 2 丁目 4 番 1 号	代表取締役 石井 稔晃
株式会社グラニフ	東京都渋谷区渋谷 1 丁目 7 番 7 号	代表取締役 村田 昭彦
株式会社アウティングスペー ス	大阪府大阪市住之江区中 加賀屋 4 丁目 4 番 18 号	代表取締役 柴田 茂樹
株式会社エレメントルール	東京都港区南青山 1 丁目 1 番 1 号	代表取締役 小松崎 睦
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形 1 丁目 3 番 8 号	代表取締役 太田 雅久
ドクターマーチン・エアウエ ア ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前 5 丁 目 2 番 28 号	代表取締役 池田 マイク

ツヴィリング J. A. ヘンケル スジャパン株式会社	岐阜県関市肥田瀬 4064 番地	代表取締役 アンドリュー・ハンキンソン
株式会社ヴァンドームヤマダ	東京都港区南青山 5 丁目 12 番 1 号	代表取締役 山田 潤
株式会社マルニジャパン	東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 15 番 1 号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッキントッシュ ジャパン	東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	代表取締役 八木 雄三
株式会社ヨウジヤマモト	東京都品川区東品川 2 丁 目 2 番 43 号	代表取締役 大橋 一友
三共生興ファッションサー ビス株式会社	大阪府大阪市中央区安土 町 2-5-6	代表取締役 井ノ上 明
株式会社ストライプインター ナショナル	岡山市北区幸町 2 番 8 号	代表取締役 立花 隆央
イー・ジーニング株式会社	東京都荒川区東日暮里 3 丁目 27 番 6 号	代表取締役 小谷 建夫
Michael Kors Japan 合同会社	東京都港区南青山 1 丁目 2 番 6 号	代表取締役 山崎 大輔
株式会社オンワード檜山	東京都中央区日本橋 3 丁 目 10 番 5 号	代表取締役 保元 道宜
株式会社トゥモローランド	東京都港区南青山 3 丁目 18 番 9 号	代表取締役 佐々木 裕平
ヘインズブランズジャパン株 式会社	東京都新宿区信濃町 35 番 地	代表取締役 早瀬 圭一
株式会社ユナイテッドアロー ズ	東京都渋谷区神宮前 3 丁 目 28 番 1 号	代表取締役 松崎 善則
ゴディバジャパン株式会社	東京都港区六本木 3 丁目 2 番 1 号	代表取締役 ジェローム・シュシャン

3 変更の年月日及び変更する理由

令和4年4月6日 代表者変更等のため

4 届出年月日

令和4年11月21日

5 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 1 2 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスモール須磨

神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上5番1の一部 外

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	代表取締役 横山 英昭
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	代表取締役 横山 英昭
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

3 変更の年月日

令和4年8月1日

4 変更する理由

住所変更のため。

5 届出年月日

令和4年12月1日

6 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定が準用する同法第 5 条第 3 項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第 2 項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和 5 年 3 月 22 日から 4 月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和 5 年 3 月 22 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセール神戸倉庫店

神戸市垂水区多聞町字小東山 868-24 の一部 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) コストコ神戸垂水倉庫店

神戸市垂水区多聞町字小東山 868-24 の一部 他

(変更後)

コストコホールセール神戸倉庫店

神戸市垂水区多聞町字小東山 868-24 の一部 他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	神奈川県川崎市川崎区池上新町 3 丁目 1 番 4 号	代表取締役 ケン・テリオ

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	千葉県木更津市瓜倉 361 番地 (金田西 2 街区 2 画地)	代表取締役 ケン・テリオ

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名

コストコホールセールジャパン株式会社	神奈川県川崎市川崎区池上新町3丁目1番4号	代表取締役 ケン・テリオ
--------------------	-----------------------	-----------------

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	千葉県木更津市瓜倉 361 番地 (金田西 2 街区 2 画地)	代表取締役 ケン・テリオ

3 変更の年月日

2 (1)については、平成 24 年 2 月 25 日。

2 (2) (3)については、令和 4 年 8 月 1 日。

4 変更する理由

2 (1)については、店舗名称を決定したため。

2 (2) (3)については、法人の所在地を変更したため。

5 届出年月日

令和 4 年 12 月 9 日

6 縦覧期間

令和 5 年 3 月 22 日から令和 5 年 7 月 24 日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルッカ名谷

神戸市須磨区中落合3丁目16番1他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社AOKI	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号	代表取締役 青木 彰宏
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3丁目1番1	代表取締役 細見 研介
株式会社エクセル	兵庫県西脇市日野町165番5	代表取締役 門脇 吉弘
株式会社エブリ	兵庫県垂水区霞ヶ丘7丁目31-402号	代表取締役 稲垣 千穂
その他未定2店舗		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社AOKI	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号	代表取締役 森 裕隆
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3丁目1番1	代表取締役 細見 研介
株式会社エクセル	兵庫県西脇市日野町165番5	代表取締役 門脇 吉弘

株式会社エブリ	兵庫県垂水区霞ヶ丘7丁目31 -402号	代表取締役 稲垣 千穂
その他未定2店舗		

- 3 変更の年月日
令和4年7月11日
- 4 変更する理由
代表者変更のため。
- 5 届出年月日
令和4年12月12日
- 6 縦覧期間
令和5年3月22日から令和5年7月24日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キャンパススクエア

神戸市西区学園西町1丁目4番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社OMこうべ	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役社長 山本 朋廣

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社こうべ未来都市機構	神戸市中央区港島中町6丁目9番1	代表取締役社長 山平 晃嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役社長 村井 正平
株式会社オーエムツーミート	東京都港区芝大門2-4-7	代表取締役 大越 勸
株式会社ナガタ薬品	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	代表取締役 中島 康伸
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4丁目39-8	代表取締役 舟橋 浩司

有限会社ミキヤ	神戸市須磨区飛松町2丁目1-2	代表取締役 細川 勝美
株式会社オオクボ	神戸市西区学園西町1-4	代表取締役 大久保 辰徳
有限会社社友諒	明石市魚住町鴨池5丁目1-115	代表取締役 森田 壯美
株式会社オイシス	伊丹市池尻2丁目23番地	代表取締役 池野 忠司
マサニ電気株式会社	神戸市中央区元町通1丁目10-2	代表取締役社長 富士元 直通
キクヤ図書販売株式会社	神戸市兵庫区出在家町2-2-21	代表取締役 工藤 健一
有限会社ハンドメイド	神戸市中央区割塚通7丁目2番9号	代表取締役 正井 啓介
株式会社阪神茶月	大阪府寝屋川市八坂町11-2八坂ビル201	代表取締役 伴田 昭彦
株式会社魚喜	神奈川県藤沢市湘南台2-10-5	代表取締役社長 有吉 喜文
有限会社イフ	神戸市中央区三宮町3-8-13三澤ビル5F Studio Hotshot	代表取締役 藤井 清一
株式会社ドゥプランニングインターナショナル	大阪市西区京町堀1-12-1	代表取締役 近江 大介
株式会社Kitos	神戸市西区学園西町1-4	代表取締役 多久 尚世
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役社長 城戸 一弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては代表者の氏名
株式会社オーエムツーミート	東京都港区芝大門2-4-7	代表取締役 大越 勤
株式会社オオクボ	神戸市西区学園西町1-4	代表取締役 大久保 辰徳
株式会社鯛将	守口市寺内町2-7-29 マルセビル2F201	代表取締役 谷口 二男
株式会社ナガタ薬品	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	代表取締役 中島 康伸
株式会社三城	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング 10階	代表取締役 澤田 将広
有限会社ミキヤ	神戸市須磨区飛松町2丁目1-2	代表取締役 細川 勝美
株式会社オイシス	伊丹市池尻2丁目23番地	代表取締役 池野 正明
ITXコミュニケーションズ株式会社	横浜市西区南幸1丁目1番1号 JR横浜タワー26階	代表取締役 高田 泰司

株式会社アウリー	神戸市西区伊川谷町潤和 1413-2	代表取締役 金澤 功哲
ジュピターコーヒー株式会社	東京都文京区本駒込4-41 -4	代表取締役 内林 久雄
株式会社ワイエムカンパニー	神戸市西区宮下1-1-5	代表取締役 吉田 幸広
キクヤ図書販売株式会社	神戸市兵庫区出在家町2- 2-21	代表取締役 工藤 健一
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁 目1番1	代表取締役社長 近澤 靖英
他1名		

3 変更する年月日及び理由

2(1)については、令和4年5月1日 社名変更および社長交代のため。

2(2)については、令和2年5月31日 退店等のため。

4 届出年月日

令和4年12月15日

5 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ須磨海浜公園駅前店
神戸市須磨区松風町3丁目2番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島2丁目2番7号	代表取締役 國廣 敏彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島2丁目2番7号	代表取締役 藤原 嘉人

3 変更の年月日

令和4年6月17日

4 変更する理由

代表者の変更のため。

5 届出年月日

令和4年12月22日

6 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べるすることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日野道NKビル
神戸市中央区北本町通1丁目301番1外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島2丁目2番7号	代表取締役 國廣 敏彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島2丁目2番7号	代表取締役 藤原 嘉人

3 変更の年月日

令和4年6月17日

4 変更する理由

代表者の変更のため。

5 届出年月日

令和4年12月22日

6 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年3月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビエラ明舞

神戸市垂水区狩口台1丁目1番6 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島2丁目2番7号	代表取締役 國廣 敏彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島2丁目2番7号	代表取締役 藤原 嘉人

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社さとう	京都府福知山市字上紺屋15番地	代表取締役 佐藤 総二郎
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町2丁目19番4号	代表取締役 北島 常好

(変更後)

氏名または名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社さとう	京都府福知山市字上紺屋 15 番地	代表取締役 佐藤 総二郎
株式会社しまむら	さいたま市大宮区北袋町 1 丁目 602 番 1 号	代表取締役 鈴木 誠

3 変更の年月日

2 (1)については、令和4年6月17日。

2 (2)については、代表者については令和2年2月21日、住所については令和3年1月25日。

4 変更する理由

2 (1)については、代表者の変更のため。

2 (2)については、住所及び代表者の変更のため。

5 届出年月日

令和4年12月22日

6 縦覧期間

令和5年3月22日から令和5年7月24日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

水 道 局

神戸市水道告示第33号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42219	株式会社 統建	大阪府大東市御領四丁目 2番13号	勝田 浩史	令和5年2月28日
42220	株式会社 村田建設	神戸市兵庫区松原通一丁目 1番12号	村田 充	令和5年2月28日

交 通 局

神戸市乗合自動車の乗車料等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月6日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第15号

神戸市乗合自動車の乗車料等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年交規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(購入手続) 第18条 通勤定期券を購入しようとする者は、普通(通勤)定期券購入申込書(様式第11号)により申し込むものとする。	(購入手続) 第18条 通勤定期券を購入しようとする者 <u>(定期券自動発売機を利用する場合は除く。)</u> は、普通(通勤)定期券購入申込書(様式第11号)により、 <u>通学定期券を購入しようとする者(定期券自動発売機を利用する場合は除く。)</u> は、 <u>通学定期券購入申</u>

2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書(様式第12号)により申し込むものとする。

この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市が発売した定期券(以下、「旧定期券」という)を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入するときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えないとき

旧定期券の提出

込書(様式第12号)により申し込むものとする。

2 通学定期券を購入しようとする場合は、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、継続して購入しようとする場合であつて通学先及び通用区間が同一の場合、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) 当該年度内に継続して購入しようとする場合で、通用期間が翌年度にまたがらないとき

旧定期券の提出

(2) 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えるとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

(3) 旧定期券の通用期間が前年度からまたがっている（通用期間の終了日が3月31日であるものを含む。）場合で、当該年度に入って初めて購入しようとするとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

3 [略]

4 定期券自動発売機で定期券を購入する場合は、第1項及び第2項に定める普通(通勤)定期券購入申込書又は通学定期券購入申込書の提出を省略することができる。

第18条の2～第18条の4 [略]

(定期券自動発売機での購入手続)

第18条の5 定期券自動発売機で定期券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる場合に、定期券を購入することができる。

(2) 当該年度内に継続して購入しようとする場合で、通用期間が翌年度にまたがるとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

(3) 通用期間が前年度からまたがる定期券（通用期間の終了日が3月31日であるものを含む。）に継続して、当該年度に入って初めて購入しようとするとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

3 [略]

第18条の2～第18条の4 [略]

(1) 旧定期券を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から1年を経過していない場合で、旧定期券を提出して、券種、通用区間及び経路が同一の通勤定期券を購入する場合

(2) 第16条第1号に定める通用期間の通学定期券を、第18条第2項第1号に定める手続で購入する場合

(3) 株式会社スルッとKANSAIが提供する定期券WEB予約サービス（以下、「定期券WEB予約サービス」という。）を利用して定期券の購入を申し込んだ場合（定期券WEB予約サービス）

第18条の6 定期券WEB予約サービスで定期券の購入を申し込む者は、インターネットにより申し込み、本市がその内容を審査・承認し、予約番号を通知した場合に、定期券自動発売機で定期券を購入するものとする。

2 定期券WEB予約サービスで通学定期券の購入を申し込む者は、第18条第2項に定める通学定期券購入申

込書又は証明書類等を、画像データ
でアップロードするものとする。

3 次の各号に掲げる場合は、定期券
WEB予約サービスでの購入の申し
込みができない。

(1) 申し込み日と通用開始日の間
に、1箇月を超える期間がある場
合

(2) 第18条の5第1号又は第2号
に定める手続で購入する場合

(3) 第18条第2項第2号又は第3
号に定める手続で購入する場合
で、本市の審査時点において旧定
期券の通用期間が終了していない
場合

(4) 第18条の2に定める手続で一
括発売される定期券

(5) 通用区間に近郊区（共用区路線
の53系統を除く）路線を含む定
期券

(6) 本市以外の他の乗合自動車事業
者が発売する定期券と連絡する定
期券

(7) 第18条の4に規定する実習用
通学定期券

(8) 第26条に規定する身体障害者
等の割引定期券

(9) 身体障害者等の乗車証の取扱い
に関する規程（昭和42年12月交
規程第22号）第7条に規定する
敬老割引定期券

4 定期券WEB予約サービスについ
て、この規程に定めのない事項は、
株式会社スルッとKANSAIが定める
規約の定めるところによる。

（神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正）

第2条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年交規程第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定期券の <u>購入手続</u> ）	（定期券の <u>申込み</u> ）
第5条 普通定期券を購入しようとする者は、普通（通勤）定期券購入申込書（様式第1号）により申し込むものとする。	第5条 普通定期券を購入しようとする者 <u>（定期券自動発売機を利用する場合は除く。）</u> は、普通（通勤）定期券購入申込書（様式第1号）により申し込むものとする。
2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書（様式第	2 通学定期券を購入しようとする者 <u>（定期券自動発売機を利用する場合</u>

2号)により申し込むものとする。
この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市が発売した定期券(以下、「旧定期券」という)を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入するときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

- (1) 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えないとき

旧定期券の提出

- (2) 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えるとき

は除く。)は、通学定期券購入申込書(様式第2号)により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、継続して購入しようとする場合であって通学先及び通用区間が同一の場合、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

- (1) 当該年度内に継続して購入しようとする場合で、通用期間が翌年度にまたがらないとき

旧定期券の提出

- (2) 当該年度内に継続して購入しようとする場合で、通用期間が翌年度にまたがるとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

- (3) 旧定期券の通用期間が前年度からまたがっている（通用期間の終了日が3月31日であるものを含む。）場合で、当該年度に入って初めて購入しようとするとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

- 3 前条第1項ただし書及び第2項に定める者が通学定期券（条例第6条の2に規定する連絡乗車券を除く。）を購入しようとする場合は、様式第2号により申し込むことができるものとし、その学校の代表者が発行した学生証等、在籍確認のできるもの又は年齢の確認できる公的証明書（以下「確認書類」という。）を提示するものとする。ただし、旧定期券の通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、券種、通用区間、経路及び発行年度が旧定期券と同一かつ通用期間が翌年度の4月30日を越えない定期券を購入するときは、旧定期券を提出すること

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

- (3) 通用期間が前年度からまたがる定期券（通用期間の終了日が3月31日であるものを含む。）に継続して、当該年度に入って初めて購入しようとするとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

- 3 前条第1項ただし書及び第2項に定める者が通学定期券（条例第6条の2に規定する連絡乗車券を除く。）を新たに購入しようとする場合は、様式第2号により申し込むことができるものとし、その学校の代表者が発行した学生証等、在籍確認のできるもの又は年齢の確認できる公的証明書（以下「確認書類」という。）を提示するものとする。ただし、当該年度内に継続して購入しようとする場合で、通用期間が翌年度にまたがらないときは、旧定期券を提出することにより、確認書類の提示を省略することができる。

により、確認書類の提示を省略することができる。

4 定期券自動発売機で定期券を購入する場合は、第1項及び第2項に定める普通(通勤)定期券購入申込書又は通学定期券購入申込書の提出を省略することができる。

(定期券自動発売機での購入手続)

第5条の2 定期券自動発売機で定期券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる場合に、定期券を購入することができる。

(1) 旧定期券を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から1年を経過していない場合で、旧定期券を提出して、券種、通用区間及び経路が同一の普通定期券を購入する場合

(2) 通用期間が1箇月、3箇月又は6箇月の通学定期券を、前条第2項第1号に定める手続で購入する場合。ただし、第4条第1項ただし書き及び第4条第2項に定める通学定期券を購入する場合を除く。

(3) 株式会社スルッとKANSAIが提供する定期券WEB予約サービス

(以下、「定期券WEB予約サービス」という。)を利用して定期券の購入を申し込んだ場合

(定期券WEB予約サービス)

第5条の3 定期券WEB予約サービス

で定期券の購入を申し込む者は、インターネットにより申し込み、本市がその内容を審査・承認し、予約番号を通知した場合に、定期券自動発売機で定期券を購入するものとする。

2 定期券WEB予約サービスで通学

定期券の購入を申し込む者は、第5条第2項又は第3項に定める通学定期券購入申込書又は証明書類等を、画像データでアップロードするものとする。

3 次の各号に掲げる定期券は、定期

券WEB予約サービスでの購入の申し込みができない。

(1) 申し込み日と通用開始日の間

に、1箇月を超える期間がある場合

(2) 第5条の2第1号又は第2号に

定める手続で購入する場合

(3) 第5条第2項第2号又は第3号

に定める手続で購入する場合で、

本市の審査時点において旧定期券の通用期間が終了していない場合

(4) 本市以外の他の乗合自動車事業者が発売する定期券と連絡する定期券

(5) 第3条第3号カ～ケに定める特別割引普通定期券及び特別割引通学定期券

(6) 身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程（昭和42年12月交規程第22号）第7条に定める敬老割引定期券

(7) 第3条第3号アに規定するゾーン定期券

(8) 第4条第2項に定める通学定期券

(9) 第6条に定める手続で一括発売される定期券

(10) その他管理者が別に定める定期券

4 定期券WEB予約サービスについて、この規程に定めのない事項は、株式会社スルッとKANSAIが定める規約の定めるところによる。

（神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程の一部改正）

第3条 神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程（平成18年交規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用範囲）	（適用範囲）
第2条 [略]	第2条 [略]
<p>2 この規程に定めのない事項については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（昭和40年1月交規程第24号。以下「乗合自動車乗車料規程」という。）、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。）及び神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年6月交規程第6号。以下「連絡運輸規程」という。）の規定並びに IC 証票乗車券の発行者が定める規約及び株式会社スルッと <u>KANSAI</u> が定める規約等の定めるところによる。</p>	<p>2 この規程に定めのない事項については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（昭和40年1月交規程第24号。以下「乗合自動車乗車料規程」という。）、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。）及び神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年6月交規程第6号。以下「連絡運輸規程」という。）の規定並びに IC 証票乗車券の発行者が定める規約等の定めるところによる。</p>
3～4 [略]	3～4 [略]

(使用可能な IC 証票)

第7条 乗合自動車及び高速鉄道において使用することのできる IC 証票乗車券の名称、発行者名及び様式例は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。

2 [略]

(発売)

第26条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合は、IC 証票定期券は発売しない。

(1)～(2) [略]

(3) 媒体が別表第1に定めるスマート IC OCA、KIPS IC OCA、モバイル IC OCA、大阪市敬老優待乗車証、神戸市敬老優待乗車証、神戸市福祉乗車証、特別割引用 IC カード及び別表第1の2に定める IC 証票乗車券並びに券面印字機能を搭載していない IC 証票乗車券である場合

4 乗客は、IC 証票定期券の発売に際して氏名、生年月日及びその他の必要事項を乗合自動車乗車料規程第18条第1項若しくは高速鉄道乗車料規程第5条第1項に定める普通（通

(使用可能な IC 証票)

第7条 乗合自動車及び高速鉄道において使用することのできる IC 証票乗車券の名称、発行者名及び様式は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。

2 [略]

(発売)

第26条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合は、IC 証票定期券は発売しない。

(1)～(2) [略]

(3) 媒体が別表第1に定めるスマート IC OCA、KIPS IC OCA、大阪市敬老優待乗車証、神戸市敬老優待乗車証、神戸市福祉乗車証、特別割引用 IC カード及び別表第1の2に定める IC 証票乗車券並びに券面印字機能を搭載していない IC 証票乗車券である場合

4 乗客は、定期券自動発売機を利用する場合を除き、IC 証票定期券の発売に際して氏名、生年月日及びその他の必要事項を乗合自動車乗車料規程第18条第1項若しくは高速鉄道

勤) 定期券購入申込書、又は乗合自動車乗車料規程第18条第2項若しくは高速鉄道乗車料規程第5条第2項に定める通学定期券購入申込書に記載し、当該申込書を定期券発売所に提出しなければならない。ただし、定期券自動発売機を利用して購入する場合の手続については、乗合自動車乗車料規程第18条の5又は高速鉄道乗車料規程第5条の2に定めるところによる。

- 5 第1項に定めるIC証票定期券の発売日については、乗合自動車乗車料規程第17条又は高速鉄道乗車料規程第13条第3項に定めるところによる。

- 6 [略]
(紛失再発行)

乗車料規程第5条第1項に定める普通(通勤)定期券購入申込書、又は乗合自動車乗車料規程第18条第2項若しくは高速鉄道乗車料規程第5条第2項に定める通学定期券購入申込書に記載し、当該申込書を定期券発売所に提出しなければならない。

- 5 第1項に定めるIC証票定期券は、次の各号に掲げる日から発売する。

(1) 通用期間が1箇月、3箇月及び6箇月の定期券で、継続発売をしない場合は、通用期間の開始日の14日前の日

(2) 通用期間が1箇月、3箇月及び6箇月の定期券で、継続発売する場合は、通用期間の終了日を含む14日前の日

(3) 通用期間が1学期及び3学期の定期券は、前の学期の終了した日の翌日、通用期間が2学期の定期券は、2学期の開始日の14日前の日

- 6 [略]
(紛失再発行)

第 32 条 IC 証票定期券の記名人が当該 IC 証票定期券を紛失した場合で、管理者が別に定める申込書を、定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限って紛失した IC 証票定期券の定期券の機能を磁気券（以下「磁気定期券」という。）により再発行する。

(1)～(3) [略]

(4) 本市で発売された IC 証票定期券であること

2～3 [略]

別表第 1(第 7 条関係) IC 証票乗車券の名称、発行者及び様式例

名称	発行者	料金区分	ポストペイ・SF機能の有無	記名の有無	様式例
[略]	[略]		[略]		

第 32 条 IC 証票定期券の記名人が当該 IC 証票定期券を紛失した場合で、管理者が別に定める申込書を、定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限って紛失した IC 証票定期券の定期券の機能を磁気券（以下「磁気定期券」という。）により再発行する。

(1)～(3) [略]

(4) 定期券発売所で発売された IC 証票定期券であること

2～3 [略]

別表第 1(第 7 条関係) IC 証票乗車券の名称、発行者及び様式

名称	発行者	料金区分	ポストペイ・SF機能の有無	記名の有無	様式
[略]	[略]		[略]		

	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]
ICOC A乗 車券 (SF の機 能を 有し ない もの を除 く。)	西日 本旅 客鉄 道株 式会 社		SF					
	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
モバイルICCA		大人		記名		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]	[略]	[略]	[略]

モ バ イ ル I C O C A 定 期 券								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			<u>大人</u>		記 名			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
								[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]

別表第1の2(第7条関係) IC証票乗車券の名称、発行者及び様式例

名称	発行者	料金区分	ポストペイ・SF機能の有無	記名の有無	様式例
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
PASMO	株式会社	大人 小児	SF	記名	[略]

別表第1の2(第7条関係) IC証票乗車券の名称、発行者及び様式

名称	発行者	料金区分	ポストペイ・SF機能の有無	記名の有無	様式
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(神戸市交通局 ICoca 乗車券取扱規程の一部改正)

第4条 神戸市交通局 ICoca 乗車券取扱規程(平成29年交規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 この規程に定めのない事項については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40	2 この規程に定めのない事項については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40

年1月交規程第24号。以下「乗合自動車乗車料規程」という。)、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。)、神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程(平成14年6月交規程第6号。以下「連絡運輸規程」という。)、神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程(平成18年9月交規第3号。以下「IC乗車券規程」という。)の規定並びに西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)が定めるICカード乗車券取扱約款等及び株式会社スルッとKANSAIが定める規約等の定めるところによる。

3 [略]
(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) [略]

(9) 「モバイルICOCA」とは、JR西日本が定めるモバイルICOCA会員規約及びモバイルデバイスにおけるICOCA利用規約に同意した会員に対して発行されるSFの機能の

年1月交規程第24号。以下「乗合自動車乗車料規程」という。)、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。)、神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程(平成14年6月交規程第6号。以下「連絡運輸規程」という。)、神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程(平成18年9月交規第3号。以下「IC乗車券規程」という。)の規定並びに西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)が定めるICカード乗車券取扱約款等の定めるところによる。

3 [略]
(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) [略]

みを有する記名式のICOCA乗車券であって、大人の利用に供するものをいう。

(10) 「モバイルICOCA定期券」とは、モバイルICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とSFの機能を有するICOCA乗車券をいう。

(11) [略]

(12) 「定期券WEB予約サービス」とは、株式会社スルッとKANSAIが提供する、乗客がインターネットを介して、定期券等の乗車券を予約し、本市が予約内容を承認した場合、対象の乗車券を購入するための予約番号を乗客に対して発行するサービスをいう。

(ICOCA乗車券の発売)

第4条 [略]

2 前項第1号に定めるICOCAは、乗合自動車乗車料規程第10条に定める定期券の発売場所及び高速鉄道乗車料規程第12条に定める定期券の発売場所（以下、「定期券発売所」という。）並びに定期券自動発売機で発売する。ただし、阪神御影駅定期券発売所を除く。

(9) [略]

(ICOCA乗車券の発売)

第4条 [略]

2 前項第1号に定めるICOCAは、乗合自動車乗車料規程第10条に定める定期券の発売場所及び高速鉄道乗車料規程第12条に定める定期券の発売場所（以下、「定期券発売所」という。）並びに高速鉄道乗車料規程第12条に定める普通券の発売場所のうち谷上駅を除く各駅（以下、

<p>3 第1項第2号に定める小児ICOCAは、定期券発売所（阪神御影駅定期券発売所を除く。以下第12条、第13条、第14条及び第16条において同じ。）及び<u>定期券自動発売機</u>で発売する。</p> <p>4 第1項第3号に定めるICOCA定期券は、定期券発売所<u>及び定期券自動発売機</u>で発売する。</p> <p>5 [略]</p> <p>（ICOCA乗車券に関する所有権）</p> <p>第7条 この規程において、次の各号に掲げるものについてはJR西日本に帰属するものとする。</p> <p>(1) ICOCA乗車券<u>（モバイルICOCA及びモバイルICOCA定期券を除く。）</u>に使用するIC証票の所有権</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ICOCA乗車券が不要になったとき、及びそのICOCA乗車券を使用する資格を失ったときは、IC証票を返却しなければならない。<u>ただし、モバイルICOCA及びモバイルICOCA定期券を除く。</u></p>	<p><u>「各駅」という。）</u>で発売する。ただし、阪神御影駅定期券発売所を除く。</p> <p>3 第1項第2号に定める小児ICOCAは、定期券発売所（阪神御影駅定期券発売所を除く。以下第12条、第13条、第14条及び第16条において同じ。）で発売する。</p> <p>4 第1項第3号に定めるICOCA定期券は、定期券発売所で発売する。</p> <p>5 [略]</p> <p>（ICOCA乗車券に関する所有権）</p> <p>第7条 この規程において、次の各号に掲げるものについてはJR西日本に帰属するものとする。</p> <p>(1) ICOCA乗車券に使用するIC証票の所有権</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ICOCA乗車券が不要になったとき、及びそのICOCA乗車券を使用する資格を失ったときは、IC証票を返却しなければならない。</p>
---	--

4 [略]

(小児 ICOCA の発売方法)

第 12 条 [略]

2 [略]

3 乗客は、定期券自動発売機で小児

ICOCA を購入する場合は、前項に定めることも ICOCA 購入申込書の提出を省略できるものとする。この場合、定期券WEB予約サービスにより氏名、生年月日及びその他の必要事項を送信し、かつ公的証明書等の画像データのアップロードにより送信した氏名及び生年月日を証明し、本市から予約番号の通知を受けなければならない。

4 [略]

(小児 ICOCA の紛失再発行)

第 14 条 IC 乗車券規程第 22 条の規定にかかわらず、小児 ICOCA を記名人が紛失した場合で、別に定める申込書を各駅窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票（様式第 2 号）を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間内に限る。）に

4 [略]

(小児 ICOCA の発売方法)

第 12 条 [略]

2 [略]

3 [略]

(小児 ICOCA の紛失再発行)

第 14 条 IC 乗車券規程第 22 条の規定にかかわらず、小児 ICOCA を記名人が紛失した場合で、別に定める申込書を各駅窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票（様式第 2 号）を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間内に限る。）に

<p>定期券発売所において再発行を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が本市の<u>システム</u>により確認できること。</p> <p>(3)～(4) [略]</p>	<p>定期券発売所において再発行を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が本市システムより確認できること。</p> <p>(3)～(4) [略]</p>
<p>2～4 [略]</p> <p>(払戻し)</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>(払戻し)</p>
<p>第17条 [略]</p>	<p>第17条 [略]</p>
<p>2 小児ICOCAにあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が本市の<u>システム</u>により確認できること。</p>	<p>2 小児ICOCAにあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が本市のシステムより確認できること。</p>
<p>3～5 [略]</p> <p>(ICOCA定期券への変更)</p>	<p>3～5 [略]</p> <p>(ICOCA定期券への変更)</p>
<p>第18条 乗客は、定期券機能が必要となった場合は、定期券発売所又は<u>定期券WEB予約サービス</u>において、ICOCA又は小児ICOCAのSF及びデポジットを引き継いでICOCA定期券への変更の申し出をすることができる。ただし、スマートICOCA、KIPS ICOCA、<u>モバイルICOCA</u>及び</p>	<p>第18条 乗客は、定期券機能が必要となった場合は、定期券発売所において、ICOCA又は小児ICOCAのSF及びデポジットを引き継いでICOCA定期券への変更の申し出をすることができる。ただし、スマートICOCA、KIPS ICOCA及び券面印字機能のな</p>

<p>券面印字機能のない ICOCA にあっては、この申し出をすることができない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乗客が、ICOCA 定期券に変更する場合の<u>手続については、IC 乗車券規程第 26 条第 4 項に定めるところによる。</u></p> <p>(紛失再発行)</p> <p>第22条 IC乗車券規程第32条の規定にかかわらず、ICOCA定期券を記名人が紛失した場合で、別に定める申込書を各駅窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したICOCA定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（窓口営業時間内に限る。）に定期券発売所において再発行を行う。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>い ICOCA にあっては、この申し出をすることができない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乗客は、ICOCA 定期券に変更する場合には、<u>氏名、生年月日及びその他の事項を乗合自動車乗車料規程第 18 条第 1 項若しくは高速鉄道乗車料規程第 5 条第 1 項に定める普通（通勤）定期乗車券購入申込書、又は乗合自動車乗車料規程第 18 条第 1 項若しくは高速鉄道乗車料規程第 5 条第 2 項に定める通学定期券購入申込書に記載し、当該申込書を定期券発売所に提出しなければならない。</u></p> <p>(紛失再発行)</p> <p>第22条 IC乗車券規程第32条の規定にかかわらず、ICOCA定期券を記名人が紛失した場合で、別に定める申込書を各駅窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したICOCA定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（窓口営業時間内に限る。）に定期券発売所において再発行を行う。</p> <p>(1) [略]</p>
--	---

<p>(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が本市のシステムにより確認できること。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(スマートICOCA及びKIPS ICOCAの障害時の取扱い)</p> <p>第28条 スマートICOCA及びKIPS ICOCAの破損等によってICOCA乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったときの取扱いについては、第16条（障害再発行）のうち再発行を除く事項を準用する。</p> <p>(スマートICOCA定期券及びKIPS ICOCA定期券の障害時の取扱い)</p> <p>第29条 スマートICOCA定期券及びKIPS ICOCA定期券の破損等によってICOCA乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったときの取扱いについては、第24条（障害再発行）のうち再発行を除く事項を準用する。</p>	<p>(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が本市システムより確認できること。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(スマートICOCA及びKIPS ICOCAへの本規程の準用)</p> <p>第28条 本規程においてスマートICOCA及びKIPS ICOCAの取扱いについては、第1章のほか、第16条（障害再発行）のうち再発行を除く事項を準用する。</p> <p>(スマートICOCA定期券及びKIPS ICOCA定期券への本規程の準用)</p> <p>第29条 本規程においてスマートICOCA定期券及びKIPS ICOCA定期券の取扱いについては、第1章のほか、第24条（障害再発行）のうち再発行を除く事項を準用する。</p>
--	--

(神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部改正)

第5条 神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年交規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(乗車券の種類及び連絡の形態)</p> <p>第2条 乗車券の種類及び連絡の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 定期券</p> <p>ア 乗合自動車・高速鉄道連絡定期券</p> <p>(ア) 通勤(普通)定期券の組合せ</p> <p>(イ) 通学定期券の組合せ</p> <p>(ウ) 特別割引通勤(普通)定期券の組合せ(大人のみ)</p> <p>(エ) 特別割引通学定期券の組合せ(大人のみ)</p> <p>(オ) <u>通勤定期券と神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年3月交通管理規程第51号。以下「高速鉄道規程」という。)第4条第1項ただし書き及び第2項に規定する通学定期券の組合せ(小児のみ)</u></p>	<p>(乗車券の種類及び連絡の形態)</p> <p>第2条 乗車券の種類及び連絡の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 定期券</p> <p>ア 乗合自動車・高速鉄道連絡定期券</p> <p>(ア) 通勤(普通)定期券の組合せ</p> <p>(イ) 通学定期券の組合せ</p> <p>(ウ) 特別割引通勤(普通)定期券の組合せ(大人のみ)</p> <p>(エ) 特別割引通学定期券の組合せ(大人のみ)</p>

イ～エ [略]

(4)～(6) [略]

(連絡の範囲及び料金)

第3条 [略]

2 前項のうち、乗合自動車の料金については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（昭和40年1月交通管理規程第24号。以下「乗合自動車規程」という。）第3条に規定する額とし、高速鉄道の料金については高速鉄道規程第3条に規定する額とする。ただし、特に認める場合は、当該料金の範囲内で別に定める額とする。

(発売場所)

第6条 乗車券は、乗合自動車と高速鉄道の区分に応じ、それぞれの条例及び規程に定める要件を満たす場合に、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することができる。

乗車券の種類	発売場所
[略]	[略]

イ～エ [略]

(4)～(6) [略]

(連絡の範囲及び料金)

第3条 [略]

2 前項のうち、乗合自動車の料金については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（昭和40年1月交通管理規程第24号。以下「乗合自動車規程」という。）第3条に規定する額とし、高速鉄道の料金については神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交通管理規程第51号。以下「高速鉄道規程」という。）第3条に規定する額とする。ただし、特に認める場合は、当該料金の範囲内で別に定める額とする。

(発売場所)

第6条 乗車券は、乗合自動車と高速鉄道の区分に応じ、それぞれの条例及び規程に定める要件を満たす場合に、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することができる。

乗車券の種類	発売場所
[略]	[略]

[略]		
定期券	乗合自動車・他鉄道連絡定期券	他鉄道において発売する。
	上記以外の連絡定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、神戸電鉄湊川定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅
1日乗車券	共通1日乗車券	各駅、定期券発売所、駅売店等
	[略]	[略]
[略]		[略]
[略]		[略]

[略]		
定期券	乗合自動車・他鉄道連絡定期券	他鉄道において発売する。
	上記以外の連絡定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、神戸電鉄湊川定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）
1日乗車券	共通1日乗車券	各駅、定期券発売所、駅売店等、 <u>神戸駅前案内所</u>
	[略]	[略]
[略]		[略]
[略]		[略]

（身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程（昭和42年交規程第22号）の一部改正）

第6条 身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程（昭和42年交規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（料金の取扱い等）	（料金の取扱い等）
第5条 福祉乗車証等又は小児用福祉乗車証等の交付を受けた者が、当局線を利用する場合は、乗合自動車乗車料規程第3条若しくは第7条、又は <u>高速鉄道乗車料規程第3条</u> に規定する乗車料金（以下「料金」という。）について、第3条に規定する使用方法により、無料の取扱いを受けることができる。	第5条 福祉乗車証等又は小児用福祉乗車証等の交付を受けた者が、当局線を利用する場合は、乗合自動車乗車料規程第3条及び <u>高速鉄道乗車料規程第3条</u> に規定する乗車料金（以下「料金」という。）について、第3条に規定する使用方法により、無料の取扱いを受けることができる。
2～10 [略]	2～10 [略]

（神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程（令和3年交規程第17号）の一部改正）

第7条 神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程（令和3年交規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(適用対象となる IC 証票乗車券)</p> <p>第4条 ポイントサービスの適用対象となる IC 証票乗車券（以下「ポイント対象 IC カード」という。）は、次の表に定めるところによる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(普通ポイント及び昼間ポイントの付与)</p> <p>第11条 普通ポイント及び昼間ポイントについて、管理者は、利用登録を承認した翌日以降、毎月1日から月末までの期間で1か月毎に、会員がポイント対象バスの乗車料金相当額として登録 IC カードの SF から減額した額の合計に、次の各号の表に定める付与率を乗じて算出し、翌月の15日に付与する。</p> <p>(1) ICOCA、スマート ICOCA、KIPS ICOCA、<u>モバイル ICOCA</u></p>	<p>(適用対象となる IC 証票乗車券)</p> <p>第4条 ポイントサービスの適用対象となる IC 証票乗車券（以下「ポイント対象 IC カード」という。）は、次の表に定めるところによる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(普通ポイント及び昼間ポイントの付与)</p> <p>第11条 普通ポイント及び昼間ポイントについて、管理者は、利用登録を承認した翌日以降、毎月1日から月末までの期間で1か月毎に、会員がポイント対象バスの乗車料金相当額として登録 IC カードの SF から減額した額の合計に、次の各号の表に定める付与率を乗じて算出し、翌月の15日に付与する。</p> <p>(1) ICOCA、スマート ICOCA、KIPS ICOCA</p>

【別記2 参照】		【別記2 参照】	
(2) [略]		(2) [略]	
【別記1】			
ポイント対象ICカードの名称	ポイント対象ICカードの発行者名	ポイント対象ICカードの名称	ポイント対象ICカードの発行者名
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
小児用ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	小児用ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
スマートICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	スマートICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
KIPS ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	KIPS ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
モバイルICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	特別割引用ICカード	株式会社スルッとKANSAI
特別割引用ICカード	株式会社スルッとKANSAI		

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。ただし、第3条中神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程第7条別表第1、第7条別表第2及び第26条第3項第3号を改める規定、第4条中神戸市交通局ICOCA乗車券取扱規程第3条第9号及び第10号を加える規定、第7条第1項第1号、第7条第3項及び第18条ただし書きを改める規定、並びに第7条については同年3月22日から施行する。

選挙管理委員会

神戸市選告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年3月6日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,994</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>208,284</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>256,213</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,770</u>
灘区	<u>36,081</u>
中央区	<u>36,977</u>
兵庫区	<u>30,232</u>
北区	<u>59,634</u>
長田区	<u>25,979</u>
須磨区	<u>44,339</u>
垂水区	<u>59,519</u>
西区	<u>66,037</u>

人事委員会

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月8日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第5号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料の支給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 短時間勤務職員(条例第4条第12項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)について、同項、条例第4条の3又は条例第4条の4の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 短時間勤務職員(条例第4条の2に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)について、同条、条例第4条の3又は条例第4条の4の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額と</p>

額とする。

(給料の調整額)

第5条の3 条例第10条の4第1項の職員に支給する給料月額調整額

(以下「調整額」という。)は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表に掲げる額(短時間勤務職員にあつては、その額に神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月条例第31号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項により定められたその者の勤務時間(以下「当該短時間勤務職員の勤務時間」という。)を神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則(平成6年12月人委規則第7号。以下「勤務時間条例施行規則」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

(給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の支給額)

第5条の4 給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の3第1項の規定の適用について

する。

(給料の調整額)

第5条の3 条例第10条の4第1項の職員に支給する給料月額調整額

(以下「調整額」という。)は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表に掲げる額(短時間勤務職員にあつては、その額に神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月条例第31号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項により定められたその者の勤務時間(以下「当該短時間勤務職員の勤務時間」という。)を神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則(平成6年12月人委規則第7号。以下「勤務時間条例施行規則」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

2 調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

は、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表（第5条の3関係）

ア 教育職給料表(2)

職務の級	調整額
[略]	[略]
2級	10,600円。ただし、1号給にあつては <u>8,248円</u> 、2号給にあつては <u>8,329円</u> 、3号給にあつては <u>8,415円</u> 、4号給にあつては <u>8,500円</u> 、5号給にあつては <u>8,586円</u> 、6号給にあつては <u>8,671円</u> 、7号給にあつては <u>8,757円</u> 、8号給にあつては <u>8,842円</u> 、9号給にあつては <u>8,932円</u> 、10号給にあつては <u>9,022円</u> 、11号給にあつては <u>9,112円</u> 、12号給にあつては <u>9,202円</u> 、13号給にあつては <u>9,292円</u>

別表（第5条の3関係）

ア 教育職給料表(2)

職務の級	調整額
[略]	[略]
2級	10,600円。ただし、1号給にあつては <u>8,176円</u> 、2号給にあつては <u>8,257円</u> 、3号給にあつては <u>8,338円</u> 、4号給にあつては <u>8,424円</u> 、5号給にあつては <u>8,505円</u> 、6号給にあつては <u>8,590円</u> 、7号給にあつては <u>8,676円</u> 、8号給にあつては <u>8,761円</u> 、9号給にあつては <u>8,847円</u> 、10号給にあつては <u>8,937円</u> 、11号給にあつては <u>9,027円</u> 、12号給にあつては <u>9,117円</u> 、13号給にあつては <u>9,202円</u>

	円、14号給にあつては <u>9,387</u>		円、14号給にあつては <u>9,297</u>
	円、15号給にあつては <u>9,477</u>		円、15号給にあつては <u>9,387</u>
	円、16号給にあつては <u>9,567</u>		円、16号給にあつては <u>9,477</u>
	円、17号給にあつては <u>9,657</u>		円、17号給にあつては <u>9,567</u>
	円、18号給にあつては <u>9,733</u>		円、18号給にあつては <u>9,648</u>
	円、19号給にあつては <u>9,810</u>		円、19号給にあつては <u>9,729</u>
	円、20号給にあつては <u>9,886</u>		円、20号給にあつては <u>9,810</u>
	円、21号給にあつては <u>9,963</u>		円、21号給にあつては <u>9,882</u>
	円、22号給にあつては <u>10,057</u>		円、22号給にあつては <u>9,976</u>
	円、23号給にあつては <u>10,152</u>		円、23号給にあつては <u>10,071</u>
	円、24号給にあつては <u>10,246</u>		円、24号給にあつては <u>10,165</u>
	円、25号給にあつては <u>10,341</u>		円、25号給にあつては <u>10,260</u>
	円、26号給にあつては <u>10,435</u>		円、26号給にあつては <u>10,354</u>
	円、27号給にあつては <u>10,530円</u>		円、27号給にあつては <u>10,449</u>
			円、28号給にあつては <u>10,543円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 産業教育手当の支給に関する規則（昭和34年3月人委規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 昭和33年4月1日から昭和34年3月21日までの間における手当は、第8条ただし書の規定にかかわらず、昭和34年4月30日までに支給するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(給料月額範囲)</u></p> <p>3 <u>条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第7条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と同条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。</p> <p>2 昭和33年4月1日から昭和34年3月21日までの間における手当は、第8条ただし書の規定にかかわらず、昭和34年4月30日までに支給するものとする。</p>

(定時制教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 定時制教育手当の支給に関する規則(昭和35年10月人委規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
<u>(施行期日)</u>	
1 <u>この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</u>	<u>この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</u>
<u>(給料月額範囲)</u>	
2 <u>条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と同条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。</u>	

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年3月人委規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 第3条第1項の職員及び第4条第1号の職員に支給する手当の支給期間は35年とし、その月額は採用の日又は第4条に規定する職員となった日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（<u>短時間勤務職員（条例第4条第12項に規定する短時間勤務職員をいう。</u>以下同じ。）にあつては、その額に神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項により定められたその者の勤務時間（以下「当該短時間勤務職員の勤務時間」という。）を神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則（平成6年12月人委規則第7号。以下「勤務時間条例施行規則」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令に</p>	<p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 第3条第1項の職員及び第4条第1号の職員に支給する手当の支給期間は35年とし、その月額は採用の日又は第4条に規定する職員となった日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（<u>短時間勤務職員（条例第4条の2に規定する短時間勤務職員をいう。</u>以下同じ。）にあつては、その額に神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項により定められたその者の勤務時間（以下「当該短時間勤務職員の勤務時間」という。）を神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則（平成6年12月人委規則第7号。以下「勤務時間条例施行規則」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令に</p>

よる専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日から採用の日又は第4条第1号の職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条第1号の職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、手当が支給されていたものとする。

2、3 [略]

4 第3条第2項の職員及び第4条第2号の職員に支給する手当の月額
は、職員の職務の級及び号給の区分に応じた別表第2に掲げる額(短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間条例第2条第1項により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例施行規則第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に

よる専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日から採用の日又は第4条第1号の職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条第1号の職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、手当が支給されていたものとする。

2、3 [略]

4 第3条第2項の職員及び第4条第2号の職員に支給する手当の月額
は、職員の職務の級及び号給の区分に応じた別表第2に掲げる額(短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間条例第2条第1項により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例施行規則第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の支給額)

第7条の2 給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(教員特別手当に関する規則の一部改正)

第5条 教員特別手当に関する規則(昭和50年10月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第61号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める教員（「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」<u>という。以下同じ。</u>）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教員を含む。）においては、それぞれ1週間について任命権者が定める勤務時間を、38時間45分で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員)の支給額)</u></p> <p><u>第3条の2 給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の</u></p>	<p>(教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第61号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める教員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教員を含む。）においては、それぞれ1週間について任命権者が定める勤務時間を、38時間45分で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>

間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者(第2条関係)

職員の区分	職務の級 の給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者(第2条関係)

職員の区分	職務の級 の給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

外の職員						
定年前再任用短時間勤務職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

再任用職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2 教育職給料表(3)の適用を受ける者(第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給			
定年前再任用短時間勤務職員	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]

別表第2 教育職給料表(3)の適用を受ける者(第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給			
再任用職員以外の職員	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]

員以外の職員				
定年前再任用短時間勤務職員		[略]	[略]	[略]

再任用職員		[略]	[略]	[略]
-------	--	-----	-----	-----

別表第3 教育職給料表(5)の適用を受ける者(第2条関係)

別表第3 教育職給料表(5)の適用を受ける者(第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給					
定年前再任用短時間勤務	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給					
再任用職員以外の職員	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]

職員 以外 の 職員													
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							
再 任 用 職 員										[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

第1条 令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暫定再任用職員 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号。以下「令和4年改正条例」という。）附

則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。

(改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則における暫定再任用職員に関する給料の調整額の経過措置)

第3条 暫定再任用職員の給料の調整額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則（以下、「新給与条例施行規則」という。）第5条の3に規定する別表に掲げる額のうち、当該暫定再任用職員の属する給料表及び職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例施行規則第5条の3の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の変数計算)

第4条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の変数があるときは、その変数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

1 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第14条第1項

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第13条第2項の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第13条第1項

(改正後の教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第5条 暫定再任用職員の教員特別手当は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条の規定による改正後の教員特別手当に関する規則（以下「新教員特別手当規則」という。）第2条及び別表第1から別表第3に規定する定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員と見なして、第

5条の規定による新教員特別手当規則の規定を適用する。

農業委員会

神戸市農業委員会告示第15号

令和4年12月20日付神戸市農業委員会告示第10号により定めた農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づく別段の面積については、令和5年3月31日をもって廃止する。

令和5年3月22日

神戸市農業委員会会長 前 中 悠 一

訂 正

令和4年6月28日付け神戸市公報第3764号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

(1456 ページ 告示第261号 各路線毎の幅員の記載について)

・市道 住吉川右岸線

① 新幅員

誤

最大 13.60

正

最小 13.60

② 旧幅員

誤

最大 13.00

正

最小 13.00

・市道 東灘山手19号線

③ 新幅員

誤

最大 11.40

正

最小 11.40

④ 旧幅員

誤

最大 11.40

正

最小 11.40

・市道 東灘山手 133 号線

⑤ 新幅員

誤

最大 4.10

正

最小 4.10

⑥ 旧幅員

誤

最大 4.00

正

最小 4.00

・市道 東灘山手 134 号線

⑦ 新幅員

誤

最大 4.00

正

最小 4.00

⑧ 旧幅員

誤

最大 3.40

正

最小 3.40